

CONTENTS

<p>【米国】 ■FCC、ケーブルモデムサービスに関する宣言裁定兼規則制定提案告示を採択 2</p> <p>連邦通信委員会 (FCC) は、2002年3月15日、ケーブルTV回線を利用して提供される高速インターネットアクセスサービスに関する宣言裁定兼規則性提案告示 (FCC02-77) を発出、ISPへのネットワーク開放義務をCATV事業者に課さないことを決定した。その上で、ILECのUNE提供義務等とのバランス (別事案で検討中) や2000年6月の連邦第9巡回 (控訴) 裁判所判決との整合性を如何に実現するかを含め、ケーブルモデムサービスに対する規制のあり方を検討し関係者の意見を招請している。</p>	2
<p>【米国】 ■RBOCの区域内発信LATA間サービス花盛り 10</p> <p>米国地域通信事業者の営業区域内発信LATA間サービスが花盛りである。2002年5月末現在で3社10件13州についての申請が許可されており、今後もこの申請は増加するものと思われる。RBOCの営業区域内発信LATA間サービスの制度は、1996年電気通信法が採用した目玉商品の一つであるが、同法制定後6年を経過した現在も、全州の四分の一に相当する州について許可されたに過ぎない。このような現状は同法が期待した地域内・長距離通信事業の完全融合とは程遠いものがあり、今後の同サービスの迅速な展開が期待されるとうところである。</p>	10
<p>【米国】 ■ワールドコム、経営環境に厳しい見方相次ぐ 15</p> <p>4月末の創始者であるバーナード・エバース会長の突然の辞任を受けて、金融市場でワールドコム社の経営に対する信頼が大きく揺らいでいる。5月上旬、二大格付け機関のムーディーズとスタンダード・アンド・プアーズは、ワールドコム社の長期債の格付けを一挙に3ランク低いジャンク債レベル並に引き下げた。会社更正法の適用申請もまちかいはのではないかとささやかれ始めている。</p>	15
<p>【英国】 ■英国政府、新世紀の通信法案を発表 18</p> <p>英国政府は、5月7日に新しい通信法案を発表したが、すでに2001年6月に「通信白書—通信の新世紀」を発表し、いくつにも分かれている英国政府の通信関係規制機関を統合して、OFCOMを設置し、新世紀における限りなき通信の発展に対処するよう提案していた。したがって、この白書の提言を実現するために、新しい電気通信法が制定されることは予想されていたところである。しかし、これほど大規模の法案が提出されたのは少々意外な面もあるが、英国政府の意気込みがはっきりと読み取れる。ただ、英国の法律システムは複雑で、新法が制定されても旧法が存続することが多く、今回の法案も現行の電気通信法や放送法との調整がどのように図られるのか、今後の動きを注視する必要がある。</p>	18
<p>【英国】 ■OFTEL、競争上の観点からBTによるインターネット・サービス販売ならびに料金請求方法についてステートメントを発表 23</p> <p>OFTELがBTのインターネット・サービス販売について規制方針を発表。固定電話市場で支配的な地位にあるBTに対し、反競争的な行為を防止するための販売ルール及び制度監視ルールを適用。</p>	23
<p>【ルクセンブルグ】 ■ルクセンブルグ、3G免許を交付 28</p> <p>2002年5月に、3G免許を交付したルクセンブルグの携帯電話市場を紹介するほか、EU諸国の動向について概観する。</p>	28
<p>【中華人民共和国】 ■中国電信再編：新電信・新网通が誕生 33</p> <p>昨年末に発表された中国電信の地域分割案に基づく二つの新会社がついに発足。南北の地域の垣根を越えて相互の市場に参入するための動きも既に始まっている。市内電話市場に本当に競争は起こるのか注目される。</p>	33
<p>【韓国】 ■韓国KTが完全民営化、筆頭株主はSK Telecom 37</p> <p>アジア通貨経済危機 (1997~98年) に際してIMFの支援を受けた韓国はすでに借金を完済したが、この間、財政、経済自体の強化を命題とするなか、政府系企業の民営化を行ってきた。今般、プライマリ・キャリアKTの完全民営化における当初の株主構成が決まった。一方、この結果に対する情報通信部 (MIC) 幹部、KT幹部の反攻が強まっている。</p>	37
<p>【マレーシア】 ■Telekom MalaysiaがTRIの筆頭株主へ 39</p> <p>2002年3月、Celcom親会社のTRIとDiGiはそれぞれの網とインフラの統合を探索することで覚え書きとしての合意に達し、業界再編の行方を暗示した。しかしながら、プライマリ・キャリアのTelekom MalaysiaがTRIの筆頭株主となることに成功したため、この合意は約2ヶ月で解消となった。一方、5月29日、規制機関MCMCは、第3世代携帯電話免許 (計3) の応募を5件受け付けたと発表した。</p>	39
<p>【タイ】 ■タイ、新電気通信法修正案を了承、再び振り戻しへ 43</p> <p>タイのタクシン内閣は、2001年10月に下院を通過した新電気通信法案の修正案を了承した。通貨経済危機後の2001年に新憲法下での初の総選挙で発足したタクシン政権の改革姿勢を占う材料として、新通信法案の帰趨が国内外から注視されていた。外国資本出資比率を25%に制限する法案は、現行比率49%へと再び振り出しにもどった。しかしこれで一挙に規制改革に弾みがつくというわけではない。通貨経済危機そして米国ITバブルの崩壊という大破を危機バネにした、産業経済全般の自由化路線への傾斜は、タイ経済の潮流となりつつあるが、極度の小党連立が既得権と連動することを特徴とする脆弱な政権基盤は、歴代政権と大差はなく、改革に向けての苦悩はさらに続きそうだ。</p>	43



米国

FCC、ケーブルモデムサービスに関する宣言裁定兼規則制定提案告示を採択

連邦通信委員会 (FCC) は、2002年3月15日、ケーブルTV回線を利用して提供される高速インターネットアクセササービスに関する宣言裁定兼規則性提案告示 (FCC02-77) を発出、ISPへのネットワーク開放義務をCATV事業者に課さないことを決定した。その上で、ILECのUNE提供義務等とのバランス (別事案で検討中) や2000年6月の連邦第9巡回 (控訴) 裁判所判決との整合性を如何に実現するかを含め、ケーブルモデムサービスに対する規制のあり方を検討し関係者の意見を招請している。

連邦通信委員会 (FCC) は、2002年3月15日、ケーブルTV回線を利用して提供される高速インターネットアクセスサービス (以下「ケーブルモデムサービス」) に関する宣言裁定兼規則制定提案告示 (FCC02-77) を発出した。

FCCは、このFCC02-77の宣言裁定^(注1)部分でケーブルモデムサービスを「州際情報サービス」に分類し、そのことによってCATV事業者のネットワーク開放義務を否定した (非自社・非系列ISPへのインフラ解放義務、以下「ケーブルオープンアクセス義務」と言う)。さらにその規則制定提案告示 (NPRM) 部分で、ILECのUNE提供義務等とのバランス (別事案で検討中) や2000年6月の連邦第9巡回 (控訴) 裁判所判決との整合性を如何に実現するかを含め、かかる規制分類の採用に伴う法的問題等を検討し関係者の意見を招請している。

(注1)

宣言裁定 (declaratory ruling)
英米法には、具体的係争又は法的救済の必要性の存在如何に関わりなく、裁判所が特定文書の解釈や動産・不動産の権利の帰属等を確認し判示する「宣言判決 (declaratory judgment又は declaratory decree)」の制度がある。我が国における確認判決に相当するが、宣言判決の場合、他の救済手段があってもそれとは別に裁判所に権利の確認を求めることができる (田中英夫「英米法総論」1980年東京大学出版会)。FCCなど米国の行政委員会は、立法、司法、行政の三権を少しづつ兼ね備えた独特の機関でその裁定は連邦裁判所第一審判決と法的に同等であるので、宣言裁定はこの宣言判決に相当するものであろう。

■表1：FCC02-77 宣言裁定部分における【ケーブルモデムサービス】の定義

	FCCが採用した定義	定義によって導かれる結論
(1)	【ケーブルモデムサービス】は、【州際情報サービス】 (interstate information service) である。	●【ケーブルモデムサービス】は州際サービスとしてFCCの管轄に服する。 ●コモンキャリアサービスに対する1934年通信法第II編の規制に服さない。
(2)	【ケーブルモデムサービス】は、1934年通信法第VI編に言う【ケーブルサービス】 (cable service) ではない。	●【ケーブルモデムサービス】は放送サービス (コケーブルサービス) に対する規制に服さない。
(3)	【ケーブルモデムサービス】を提供することによって、ケーブルTV事業者が、加入者又はISP (Internet Service Provider) に対し独立の【電気通信サービス】 (telecommunication service) を提供している、とは言えない。	●【ケーブルモデムサービス】は右の限りにおいて電気通信サービスに対する1934年通信法第II編の規制に服さない。





●規則制定提案告示の処理スケジュール（予定）

コメント	告示発出から60日以内に提出。（期限）2002年5月14日頃
リプライコメント	告示発出から105日以内に提出。（期限）2002年6月28日頃

1 宣言裁定兼規則制定提案告示（FCC02-77）の背景

AT&Tによる一連のCATV事業者買収（1999年3月に完了したTCI買収や2000年6月に完了したMediaOne買収）に際し、或いはその後に、CATV事業に対する事業認可（フランチャイズ付与）権を有する地方自治体がCATV事業者にケーブルオープンアクセス義務を課す動きが生まれた（FCCもまた一連の買収認可に際し義務付けを考慮したが検討に留めて実施しなかった）。AT&Tは、そのような義務を実際に課したOregon州Portland、Virginia州Henrico郡の決定を不服として連邦地方裁判所に提訴したが、うちPortlandの決定は連邦第9巡回（控訴）裁判所まで争われて下表のような判決が示された。

■表2：2000年6月の連邦第9巡回（控訴）裁判所判決（AT&T vs. City of Portland）

(1)	Portland（及びその決定を支持した下級裁判決）とAT&Tはいずれも、ケーブルモデムサービスは、1934年通信法第VI編に言うケーブルサービスであると主張したが、判決はそれを否定して電気通信サービスであると判示した。
(2)	(1)により、同編に基づく事業認可（フランチャイズ付与）権に基づいてケーブルオープンアクセス義務を課したPortlandの決定とそれを支持した下級裁判決は誤りであるとした。
(3)	同じく(1)により、同編はケーブルモデムサービスを規制する権限を自治体（フランチャイズ）当局に与えていない、としたAT&Tの主張を却下。
(4)	ケーブルモデムサービスは1934年通信法第II編に言う電気通信サービスであり、かつ、FCCは電気通信サービスに対する規制を差し控える非常に広範な権限を有している。よって、AT&T等に対するケーブルオープンアクセス義務付けを否定したFCCの決定は正当である。

この判決を受け、FCCは、2000年9月28日にFCC00-355（ケーブルモデムサービスに関する調査告示）を発出し、

①ケーブルモデムサービスの分類

②CATV事業者にケーブルオープンアクセス義務を課すことの適否

等について意見を招請し調査を行っていたが、最終的に今回の宣言裁定兼規則制定提案告示（FCC02-77）で①に対する結論を出したことになる。





2 一連の規制見直しにおけるFCC02-77の位置付け

今回の宣言裁定 (FCC02-77) でCATV事業者のケーブルオープンアクセス義務を否定するために使用された論理は、先立って発出されたFCC01-360 (ILEC広帯域サービス^(注2)) に関する規則制定提案告示) 及びFCC01-361 (ILECによるUNE提供義務^(注3) 見直しに関する規則制定提案告示) で既存地域事業者 (ILEC)^(注4) のUNE (unbundled network element) 提供義務を見直す過程で使用された論理と共通点が多い。

(注2)

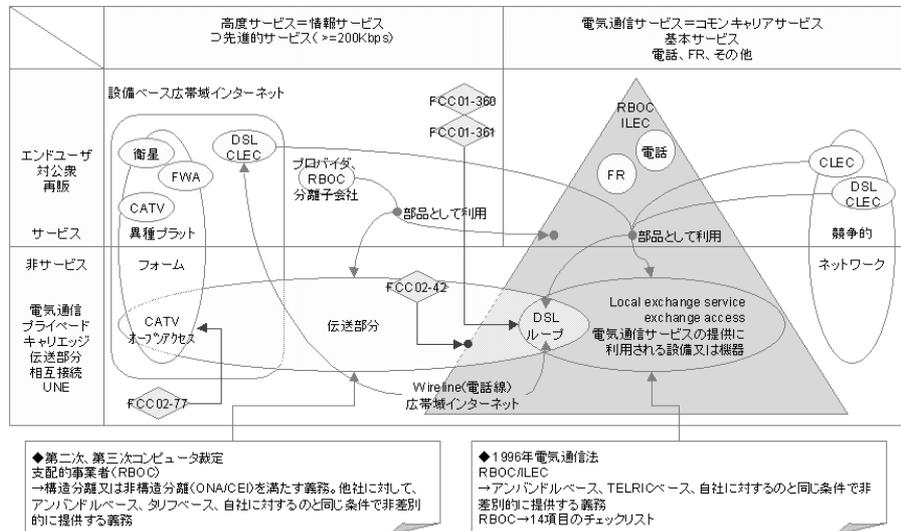
ILEC広帯域サービス

以下本稿において「既存地域事業者 (ILEC) がWireline (≒電話加入者線) 上で提供する広帯域サービス (xDSL等)」を言う。そのうち、ISP (internet service provider) としてのサービスが一体として提供されるもの、或いは、ILECが直接エンドユーザーに提供するものを除いたものを「電気通信」に分類することをFCCは提案している。

(注3)

UNE (Unbundled Network Element)

既存地域事業者 (ILEC) の電気通信サービスの用に供される通信設備 (local exchange service / exchange access) を7つの機能に分類したもの。アンバンドルベース (バラバラに)、非差別的かつ自社に対するのと同じ条件で、またTELRIC料金 (フォワードルッキングな長期増分費用の計算に基づく料金) により、他の事業者に提供することがILECに義務づけられている。



両告示の中でFCCは、1996年電気通信法における「電気通信」と「電気通信サービス」の定義の違いを抛り所にILEC広帯域サービスに対する1996年電気通信法第II編 (common carriers) の適用を外し、さらに、それを根拠として当該サービスはUNE提供義務の対象とならないとする【仮の結論】を導いた。この【仮の結論】が1996年電気通信法の解釈として適切か否かFCCは関係者の意見を招請しており、その期限は5月14日 (FCC01-360) 又は4月18日 (FCC01-361) となっている。

FCCが現在進めている規制見直しは、広帯域サービスの異種プラットフォーム間に何らかの規制バランスを見出すことに力点を置いていることを考慮すると、FCC01-360及びFCC01-361に対する裁定が採択される前に今回の宣言裁定 (FCC02-77) が採択されたことは示唆に富む。

しかし「ケーブルサービスは電気通信サービスでも、ケーブルサービスでもないが故にネットワーク開放義務がない」とする論理には少なくとも下表のような問題点があり、今後何らかの争訟を経て見直しに至る可能性は非常に高いと言わざるを得ない。とりわけ1934年通信法の用語解釈のような基本的部分でFCCの結論を否定する判決が出た場合、FCC01-360及びFCC01-361にそれが波及して異種プラットフォーム





ホーム間の規制バランスも（FCC又は関係者の想定と）違ったものになる可能性がある。

■表4：FCC02-77 宣言裁定部分に関する問題点

(1)	「CATV事業者は（インターネットサービスの提供において）通信法に言う電気通信事業者として関連規定の規制対象になる」と判示した2000年の連邦第9巡回（控訴）裁判所判決（AT&T vs City of Portland）に抵触する可能性がある。
(2)	「電気通信」と「電気通信サービス」の違いに立脚するFCCの法解釈は立法者の意図を超えて恣意的である。

3 宣言裁定兼規則制定提案告示（FCC02-77）の概要

上述のとおり、FCCは、今回の宣言裁定兼規則性提案告示（FCC02-77）で「電気通信サービスでもケーブルサービスでもなく、州際情報サービスである」という位置付けをケーブルモデムサービスに与え、それを根拠としてCATV事業者のネットワーク開放義務を否定した。その上で、2000年6月の連邦第9巡回（控訴）裁判所判決（AT&T vs. City of Portland）と如何に整合をとるかを含め、ケーブルモデムサービスの規制の在り方全般について意見を招請している。

告示が意見招請を行っている項目及びその概要は以下の通りである。

◆ FCC02-77における意見招請項目 ◆

【表の凡例】

以下表中、「▲」は事案番号GN Docket 01-185（Inquiry Concerning High-Speed Access to the Internet Over Cable and Other Facilities）又はCS Docket No. 02-52（Appropriate Regulatory Treatment for Broadband Access to the Internet Over Cable Facilities）に関する意見招請項目をあらわす。個々の意見招請項目は、検索の便宜のため、原則として原文告示のパラグラフ（§）ごとにまとめ当該まとめごとには〈ア〉 → 〈ネ〉の通番を振った。

（注4）

既存地域事業者（ILEC）
ベル系運用会社（BOC：Bell Operating Company）とその他の従来からある地域電話会社を指す（1996年電気通信法第251条（47 U.S.C. 251）（h）項）。ベル系運用会社（BOC：Bell Operating Company）とは、AT&T修正同意判決（AT&T consent decree）又はMFJ：Modification of Final Judgement）に基づく1984年の分割によってAT&Tから分離された地域電話会社を指す。1996年電気通信法は20社の社名を具体的に挙げることでBOCを定義している（1934年通信法第3条（47 U.S.C. 153）（4）項）。MFJはBOCを7グループに分けて其々を統括する地域持株会社（RHC：Regional Holding Company）を置いたが、その後のRHC間合併により現在はBellSouth、Qwest（旧US West）、SBC（旧South Western Bell、旧Pacific Telesis及び旧Ameritech）及びVerizon（旧Bell Atlantic、旧GTE）の4社（4グループ）にまで集約されている。RBOC（Regional Bell Operating Company）はRHCと同義であるが現在はこちらの方が用語として一般的である。また、BOCよりも実際の事業単位を示すRBOCが一般に呼称として使用されることが多い。



KDDI RESEARCH



IV. B. FCCの権限

■表5：表FCC02-77による提案 意見招請項目（IV. B.）

〈ア〉 § 77	▲情報サービスに分類された（その結果1934年通信法第Ⅱ編の適用対象外となった）ケーブルモデムサービスに対し、FCCは、1934年通信法第Ⅰ篇に基づく規制権限を行使すべきか、否か。
〈イ〉 § 78	▲設備ベース情報サービスに対する、1934年通信法第Ⅰ篇に基づく規制はどの程度行使されるべきか。 ▲ILEC広帯域サービスに対する規制とケーブルモデムサービスへの規制は異なるべきか、否か。
〈ウ〉 § 79	▲法律上明示的されたその他の目標であって、FCCの補助的管轄権（ancillary jurisdiction）によって促進することが適当と考えられるその他のものはあるか、否か。 ▲コンピュータ裁定関連規則で採用された「補助的管轄権（ancillary jurisdiction）」の考え方は、上述の法的目標の実現を図る上でも踏襲されるべきか、否か。
〈エ〉 § 79	▲ケーブルTVシステムの複数ISPへの開放（以下「ケーブルオープンアクセス」）をCATV事業者に対して連邦レベルで義務付けることは、合衆国憲法修正第1条〈脚注〉に抵触するか、否か。
〈オ〉 § 81	▲ケーブルオープンアクセスをCATV事業者に対して連邦レベルで義務付けることは、合衆国憲法修正第5条〈脚注〉に抵触するか、否か。 ▲義務付けが同条に言う「taking」に該当する場合、それに対する適正な補償（just compensation）とはいかなるものであるか。適正な補償を確保するため、CATV事業者が非系列ISPに対して課す価格に関し規制が介入すべきか、或いは市場プロセスに委ねるべきか、否か。 ▲ケーブルオープンアクセスに関する最近の技術動向、トライアルの実施等の実績は、ある種の開放形態が、CATV事業者資産の占有又は権益侵害を最小化することを示しているのか、否か。

〈脚注〉合衆国憲法修正第1条（Amendment I）

Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; or abridging the freedom of speech, or of the press; or the right of the people peaceably to assemble, and to petition the government for a redress of grievances.

〈脚注〉合衆国憲法修正第5条（Amendment V）

No person shall be held to answer for a capital, or otherwise infamous crime, unless on a presentment or indictment of a grand jury, except in cases arising in the land or naval forces, or in the militia, when in actual service in time of war or public danger; nor shall any person be subject for the same offense to be twice put in jeopardy of life or limb; nor shall be compelled in any criminal case to be a witness against himself, nor be deprived of life, liberty, or property, without due process of law; nor shall private property be taken for public use, without just compensation.

IV. C. 市場動向

■表6：FCC02-77による提案 意見招請項目（IV. C.）

〈カ〉 § 84	▲最近の市場動向は、消費者によるISPの選択は市場に委ねることによって実現し得ることを示唆しているのか、或いは、普及した商慣習の不在がFCCの介入を正当化するような状況にあることを示唆しているのか、否か。 ▲（FCCによる規制介入が必要と考える場合）その介入はどのようなものであるべきか。 ▲FCCがケーブルオープンアクセスに関して何らかの開放義務を課した場合、当該義務はオープンビデオシステムに対しても適用されるべきか、否か。
〈キ〉 § 85	▲現在の、又はあり得べき将来の市場環境において、何らかの形のケーブルオープンアクセス（義務を課すこと）がFCCの規制目標（先進的電気通信サービスの普及促進、高速インターネットアクセスへの設備投資及び技術革新の促進、又はプラットフォーム内（intramodal）・プラットフォーム間（intermodal）競争の促進など）に合致する場合があるか、否か。或いはその逆の効果しかないか、否か。 ▲FCCの決定は、プラットフォーム内（intramodal）競争促進を含む原則によって導かれるべきか、否か。もしそうならば、市場はそのような原則を満たすことができるのか、或いは、そのためには何らかの形のケーブルオープンアクセスが必要とされるのであろうか。 ▲他のプラットフォーム（電話加入者線、地上波無線、衛星）に対する規制との同等性（parity）は、オープンアクセス義務に関する決定においてどの程度考慮されるべきか。



<p><ク> § 86</p>	<p>▲ケーブルオープンアクセスへの需要は存在するか、否か。 ▲ケーブルオープンアクセスは、「click through」形式のISPへのアクセスで代替し得るか、否か。「click through」で代替することに反対する（反対すると思われる）CATV事業者又はISPはあるか。</p>
<p><ケ> § 87</p>	<p>▲CATV事業者自身又はその関連会社が提供するインターネットアクセスサービスと比較した場合に、他の事業者（ISP）が提供するインターネットアクセスサービスにおいてコンテンツ又はサービスへのアクセスが制限される危険性は、規制介入を正当化するのに十分なほどにある、と言えるか、否か。</p>
<p><コ> § 88</p>	<p>▲ケーブルオープンアクセスの義務付けに伴う規制コストと消費者利益はどちらが大きいのか。CATV事業者の規模によって違いはあるか、否か。 ▲第二次コンピュータ裁定又は第三次コンピュータ裁定によって電気通信事業者に課された開放義務は、ケーブルオープンアクセスのモデルとなり得るか、否か。 ▲連邦取引委員会（FTC）の裁定に基づきAOL Time Warnerが実施したケーブルオープンアクセスなど、一部のCATV事業者が実施した、或いは実施を検討中の方法の中には、規制モデルになり得るものがあるか、否か。 ▲アクセスを求めるISPとの折衝に関する一般的合理則、又は（及び）、ISPに対し市場価格で高速伝送を提供することを義務付ける規則の採用など、ケーブルオープンアクセスを実現するような他の方法。そのような一般原則を採用した上で、紛争が生じた場合は個別に裁定する方法は、時宜にないかつ費用対効果に優れた形で規制目標を実現するか、否か。</p>
<p><サ> § 89</p>	<p>▲ケーブルオープンアクセスのトライアル又は商業ベースの提供は、その費用と便益及び両者のバランスのあり方についてどのようなことを明らかにしたか。</p>
<p><シ> § 90</p>	<p>▲ケーブルオープンアクセス義務付けの規制コスト如何。規制を利用して利益をあげる余地を生む（それによって市場コストを発生する可能性）はあるか、否か。 ▲そのような規制は、発展段階にある市場の成長を阻害するか、否か。負の影響を避けて規制目標を達成するような方法はあるか、否か。そのような規制は小規模なCATV事業者を適用除外とすべきか、否か。</p>
<p><ス> § 92</p>	<p>▲最終的にもしケーブルオープンアクセス義務付けを行わないと結論した場合、将来何らかの事態が生じた時（例えば、特定のCATV事業者が市場支配力を獲得した、CATV事業者が複数ISPを利用したい消費者の要望を拒否した、家庭用高速インターネットアクセス市場に変動が生じた、など）に義務付けを行うべきか、否か。 ▲CATV事業者又はその関連会社によるインターネットアクセスサービスにおいて、インターネット上のコンテンツ又はサービスへのアクセスが制限されていることが判明した場合、それは規制介入を正当化するか、否か。 ▲前項のために継続的なモニタリングを行うべきか、否か。行うとすればどのような形態が望ましいか。</p>
<p><セ> § 93</p>	<p>▲CATV事業者は、ISP又は加入者に対して電気通信サービス（telecommunications service）を提供している（＝コモネクティア規制の対象）のか、或いは私的伝送業務（private carrier service）を提供している（＝補助的管轄権（ancillary jurisdiction）の対象）のか、その判別のためのメルクマール如何。 ▲その場合FCCは何らかの規制を行うべきか、否か。例えば、ケーブルモデムサービスの消費者への提供に対する、第二次又は第三次コンピュータ裁定上の義務の適用など。 ▲ILEC広帯域サービスに関する規則制定提案告示（FCC01-360）との関係如何。 ▲個別の交渉に基づく私的伝送業務（private carrier service）を提供していた事業者が、提供範囲を一般公衆に拡大し、規制上「電気通信サービス（telecommunications service）」を提供していると見なされる場合、FCCはどのような規制を行うべきか、或いは、そのようなサービスに対し1934年通信法第Ⅱ編（common carriers）に基づく規制を差し控えるべきか、否か。</p>
<p><ソ> § 94</p>	<p>▲ケーブルモデムサービスを「電気通信サービス」であると判示した連邦第9巡回（控訴）裁判所判決に従う場合、FCCは、1934年通信法第Ⅱ編（common carriers）に基づく個々の規制についてそれらの各々を差し控えるべきか、否か。</p>
<p><タ> § 95</p>	<p>▲ケーブルモデムサービスの料金、提供条件、規制分類又は規制が正当かつ合理的であり、不正又は非合理的に差別的でないことを保証する上で、1934年通信法第Ⅱ編（common carriers）に基づく規制は必要でないと言えるか、否か。消費者保護、公共の利益の観点からは如何か。 ▲FCCとしては暫定的に1934年通信法第Ⅱ編（common carriers）に基づく規制の差し控えが適当であると結論付けるが、その結論に関するコメント如何。</p>



IV. D. 情報サービスへの分類に関連する法的問題

■表7：FCC02-77による提案 意見招請項目（IV. D.）

<p><チ> § 98</p>	<p>▲（ケーブルモデムサービスを州際情報サービスに分類するという判断に基づき）州又は地方の行政当局を、ケーブルモデムサービス又はその設備に関する規制管轄から除外すべきか、否か。</p>
<p><ツ> § 102</p>	<p>▲ケーブルモデムサービスを州際情報サービスに分類するという判断は、公道使用权（right of way）及びフランチャイズ制度（地方当局による事業認可制度、1934年通信法第621条（47 U.S.C. 541）に基づく）にどのような影響を与えるか。 ▲（州際情報サービスである）ケーブルモデムサービスの提供は、当該CATV事業者が既に有する公道使用权（right of way）及びフランチャイズに影響を与えない（CATV事業者は既往の権利の範囲内でケーブルモデムサービスを提供できる）と考えてよいか、否か。 ▲（逆に）アップグレードされたケーブル設備を使う追加サービスを提供するために、既往の権利だけでは十分でない場合があるか、否か。そのような場合においても、1934年通信法第VI編（cable communications）に基づく地方当局の追加規制を除外し得るか、否か。</p>
<p><テ> § 103</p>	<p>▲州法が、公益事業全般又はCATV事業・電気通信事業に対する地方当局の権限を認めている場合、情報サービスを規制する権限をも当該当局に与えているのか、否か。 ▲（その場合）設備ベースの情報サービス事業者と、そうでない情報サービス事業者について異なる取り扱いを行う根拠、如何。</p>
<p><ト> § 104</p>	<p>▲公道使用权（right of way）の管理に最小限必要な範囲を超えた、州又は地方当局の規制（参入規制、ネットワーク開放義務、ケーブルモデムサービスに対する課税など）が、新しい広帯域サービスの普及に不必要な遅れ又はコストをもたらすことはないか、否か。</p>
<p><ナ> § 105</p>	<p>▲1934年通信法第VI編（cable communications）第622条（47 C.F.R. 542）に基づき、地方当局がCATV事業者からフランチャイズ料を徴収する権限は、ケーブルモデムサービスについてフランチャイズ料を徴収する権限までは与えていないと考えるが、この暫定的結論に対するコメント如何。</p>
<p><ニ> § 106</p>	<p>▲ケーブルモデムサービスに対する（追加的）フランチャイズ料として既に徴収されたフランチャイズ料に関する紛争は、ケーブルモデムサービスに対する全国（連邦）レベルの扱いに対して、何らかの影響を及ぼすか、否か。</p>
<p><ヌ> § 108</p>	<p>▲ケーブルモデムサービスを州際情報サービスに分類するという判断は、州又は地方当局の規制の別の側面（消費者保護、ケーブルサービスのサービス品質基準等）に影響を与えることがあるか、否か。 ▲あるフランチャイズ当局が、別のフランチャイズ当局に対し、1934年通信法第632条（47 U.S.C. 552）（a）項に基づき、CATV事業者によるケーブルモデムサービスに対してサービス規準を制定し、施行（enforce）することはあるか、否か。 ▲1934年通信法第632条（47 U.S.C. 552）（d）項の規定は、ケーブルモデムサービスに適用されるか、否か。<注>1934年通信法第632条（47 U.S.C. 552）（d）項の摘要 明示的な特別規定が1934年通信法第VI編にある場合を除き、同編のいかなる規定も、次の事項を州又はフランチャイズ当局に対し禁止していると解釈されてはならないと定める。・いかなる消費者保護法をも制定し又は施行すること・同条に基づくFCC基準を超えるようなサービス基準（法又は規制）を制定又は施行すること</p>
<p><ネ> § 112</p>	<p>▲「CATV事業者によって提供されるケーブルサービス又はその他のサービス」に関し加入者情報保護を定めた1934年通信法第631条（47 U.S.C. 551）の規定は、ケーブルモデムサービスにも適用されるか、否か。 ▲1934年通信法第631条（47 U.S.C. 551）違反の救済措置が連邦裁判所に委ねられていることは、ケーブルモデムサービスの提供者にどのように影響するか。</p>

（古閑 裕朗）



KDDI RESEARCH

<出典・参考文献>

FCC98-188 「Memorandum Opinion and Order, and Notice of Proposed Rulemaking, in the Matter of Deployment of Wireline Services Offering Advanced Telecommunications Capabilities (CC Docket 98-



147) 他」(1998年8月6日採択、同年同月7日発出)

FCC99-5 「Report, in the Matter of Inquiry Concerning the Deployment of Advance Telecommunications Capabilities to All Americans in a Reasonable and Timely Fashion, and Possible Steps in Accelerate Such Deployment Pursuant to Section 706 of the Telecommunications Act of 1996 (CC Docket 98-146)」(1999年1月28日採択、同年2月2日発出)

FCC99-36 「Report and Order, in the Matter of Computer III Further Remand Proceedings : Bell Operating Company Provision of Enhanced Services (CC Docket 95-20) , 1998 Biennial Regulatory Review - Review of Computer III and ONA Safeguard and Requirements (CC Docket 98-10)」(1999年2月24日採択、同年3月10日発出)

FCC99-355 「Third Report and Order in CC Docket No. 98-147 Fourth Report and Order in CC Docket No. 96-98, in the Matter of Deployment of Wireline Services Offering Advanced Telecommunications Capabilities (CC Docket 98-147) , Implementation of Local Competition Provisions of the Telecommunications Act of 1996 (CC Docket 96-98)」(1999年11月18日採択、同年12月9日発出)

FCC99-365 「Memorandum Opinion and Order, Petition of US West Communications, Inc. for Forbearance from Regulation as a Dominant Carrier in the Phoenix, Arizona MSA (CC Docket 98-157) 他」(1999年11月22日採択、同日発出)

FCC99-413 「Order on Remand, in the Matter of Deployment of Wireline Services Offering Advanced Telecommunications Capabilities (CC Docket 98-147) 他」(1999年12月23日採択、同日発出)

FCC00-297 「Order on Reconsideration and Second Further Notice of Rulemaking in CC Docket No. 98-147 and Fifth Further Notice of Proposed Rulemaking in CC Docket No. 96-98, in the Matter of Deployment of Wireline Services Offering Advanced Telecommunications Capabilities (CC Docket 98-147) , Implementation of Local Competition Provisions of the Telecommunications Act of 1996 (CC Docket 96-98)」(2000年8月9日採択、同年同月10日発出)

FCC00-355 「Notice of Inquiry, in the Matter of Inquiry Concerning High-Speed Access to the Internet Over Cable and Other Facilities (GEN Docket No. 00-185)」(2000年9月28日採択、同日発出)

FCC01-26 「Third Report and Order on Reconsideration in CC Docket No. 98-147, Fourth Report and Order on Reconsideration in CC Docket No. 96-98 ... , in the Matter of Deployment of Wireline Services Offering Advanced Telecommunications Capabilities (CC Docket 98-147) , Implementation of Local Competition Provisions of the Telecommunications Act of 1996 (CC Docket 96-98)」(2001年1月19日採択、同日発出)

FCC01-12 「Memorandum Opinion and Order, in the Matter of Applications for Consent to the Transfer of Control of Licenses and Section 214 Authorizations by Time Warner and America Online, Inc., to AOL Time Warner Inc., Transferee (CC Docket 00-30)」(2001年1月11日採択、同年同月22日発出)

FCC01-204 「Forth Report and Order, in the Matter of Deployment of Wireline Services Offering Advanced Telecommunications Capabilities (CC Docket 98-147)」(2001年7月12日採択、同年8月8日発出)

FCC01-360 「Notice of Proposed Rulemaking, in the Matter of Review of Regulatory Requirement for Incumbent LEC Broadband Telecommunications Services (CC Docket 01-337)」(2001年12月12日採択、同年同月20日発出)

FCC02-33 「Third Report, Report, in the Matter of Inquiry Concerning the Deployment of Advance Telecommunications Capabilities to All Americans in a Reasonable and Timely Fashion, and Possible Steps in Accelerate Such Deployment Pursuant to Section 706 of the Telecommunications Act of 1996 (CC Docket 98-146)」(2002年2月6日採択、同日発出)

FCC02-42 「Notice of Proposed Rulemaking, in the Matter of Appropriate Framework for Broadband Internet over Wireline Facilities (CC Docket No. 02-33) , Universal Service Obligations of Broadband Providers, Computer III Further Remand Proceedings : Bell Operation Company Provision of Enhanced Services ; 1998 Biennial Regulatory Review - Review of Computer III and ONA Safeguards and Requirements (CC Dockets No. 95-20, 98-10)」(2002年2月14日採択、同年同月15日発出)

FCC02-77 「Declaratory Ruling and Notice of Proposed Rulemaking in the Matter of Inquiry Concerning High-Speed Access to the Internet Over Cable and Other Facilities (GN Docket No. 00-185) , Internet Over Cable Declaratory Ruling, Appropriate Regulatory Treatment for Broadband Access to the Internet Over Cable Facilities (CS Docket No. 02-52)」(2002年3月1日採択、同年同月15日発出)





米国

RBOCの区域内発信LATA間サービス花盛り

米国地域通信事業者の営業区域内発信LATA間サービスが花盛りである。2002年5月末現在で3社10件13州についての申請が許可されており、今後もこの申請は増加するものと思われる。RBOCの営業区域内発信LATA間サービスの制度は、1996年電気通信法が採用した目玉商品の一つであるが、同法制定後6年を経過した現在も、全州の四分の一に相当する州について許可されたに過ぎない。このような現状は同法が期待した地域内・長距離通信事業の完全融合とは程遠いものがあり、今後の同サービスの迅速な展開が期待される場所である。

(注5)

ベル系地域通信事業者の呼称はいろいろある。通信法上は、ベル系運用会社 (Bell Operating Company: BOC) で統一されている (1934年通信法第3条第4号) が、一般的には持株会社との関連でかならずしも厳密な定義どおりの用い方がされているとは限らない。持株会社については、当初はRHC (Regional Holding Company) というのが一般的であったが、現在ではRBOC (Regional Bell Operating Company) と呼ぶのが一般的となっている。商務省電気通信情報庁 (National Telecommunications and Information Administration: NTIA) 編纂の電気通信用語集 (連邦標準1037c) によれば、RBOCの定義は「AT&Tによるその地域ベル・システム運用会社の分離によって設立された7社の持株会社の一つで、それぞれ一社又は複数社のベル・システム地域電話会社が割り当てられている」と記載しており、従来RHCの定義と考えられていたものと相違はない。ちなみに同用語集にはRHCについての記載は無い。また、FCCへの許認可の申請はRBOCとBOCの連名で行われるのが通常であるので、両用語の厳密な区分を論じるメリットはあまり無い。



KDDI RESEARCH

1. はじめに

米国のベル系地域通信事業者 (RBOC) ^(注5) 営業区域内発信LATA ^(注6) 間サービス ^(注7) の許可が2001年後半頃から増えてきて、今まさに花盛りといってよいかもしれない。とはいうものの、2002年5月末現在で同サービスの許可は、3社10件13州についてなされているに過ぎない。すなわち、許可された州の数から見れば、全州の四分の一をカバーしているに過ぎない。2001年後半頃から許可の件数が増える傾向にあるとはいえ、同サービスの提供を条件付で認めた1996年電気通信法の制定後6年を経過した現在の実績としては、いささか心もとないということもできよう。

いま米国の大手長距離通信事業者が軒並み苦境に喘いでいるとき、長距離通信市場に活況をもたらすと期待されたRBOCの営業区域内発信LATA間サービスの今後の展開が期待される場所である。

2. 1996年電気通信法とLATA間サービス

1996年電気通信法は多くの画期的な改革を通信法制に加えたが、地域内通信サービスの無条件開放とLATA間サービスの条件付開放は、最重要改革の一つである。同法は、1982年のAT&T同意判決 ^(注8) によってもたらされた電気通信秩序を根本的に見直すものである。この同意判決は、AT&Tの電気通信市場の支配を打破するために司法省のイニシアティブによって進められた、AT&Tとウェスタン・エレクトリックを被告とする反トラスト民事訴訟の帰結として、両当事者間の合意に基づいて、1982年8月24日にコロンビア特別区連邦地方裁判所で下された判決であって、米国の電気通信市場の構造を根本的に変革するものであった。

この同意判決に基づいて1984年1月1日に実施されたAT&T分割によってもたらされた米国のテレコム84年体制は、AT&Tという超巨大企業の市場支配力を大幅に減



殺し、長距離通信市場の競争化を推進した点など、それなりに大きなメリットがあったが、地域通信市場の独占を事実上擁護するというような当初からの問題も内蔵していたところへ、実施後10年以上を経過し、技術の発展や市場や需要の構造変化により、修正の必要性が議会筋からも提起されており、何度も抜本的な通信法改正案が提案されたが成立するには至らなかった。ところが1995年の第104議会においてついに1934年通信法を大幅に改正する法案の審議が順調に進み、上下両院の与野党議員の圧倒的多数の賛同を得、翌96年2月8日にクリントン大統領の署名を得て、1996年電気通信法が成立した。

96年電気通信法は、1934年通信法を大幅に改正する法律であるが、LATA間通信の開放に支障となるAT&T同意判決の効力を事実上終了させ、今後とも適用する必要のある事項は同法に取り入れ、変更する必要のある事項は相応の修正をして、同法の規定に採用することとした。その結果AT&T同意判決に代わるものとして、1934年通信法に第Ⅱ編第Ⅲ章「ベル系運用会社に関する特別規定」が新設された。同章の第271条に本稿の対象であるベル系運用会社によるLATA間通信に関する規定が設けられた。

同法第271条によるLATA間通信の取扱いの概要は次のとおりである。

ベル系運用会社のLATA間サービスへの参入（§ 271）

- ・ 営業区域内発信サービス： BOCが自社の区域内において市場開放を実施していることなどの条件を満たしているとFCCが認定して、許可した場合にのみ参入できる。
- ・ 営業区域外発信サービス： 通常の参入手続きにより参入できる。
- ・ 付帯的なLATA間サービス： いかなる州においても通常の参入手続きにより参入できる。
- ・ 着信： 特別の制限はない。

FCCがBOCの営業区域内発信LATA間サービス提供許可の申請を審査する場合には、そのBOCが自社の営業区域内において市場開放を実施しているかどうかを判断するために、競争チェックリストと称する審査基準が定められており、営業区域内発信LATA間サービスを提供しようとするBOCはこのチェックリストの各項目を充足しなければならないことになっている。

同チェックリストの概要は次のとおりである。

（注6）

LATAとは、1982年AT&T同意判決によってAT&Tから分離されたBOCの営業区域を画定するために設定された地域割りで、Local Access and Transport Areaの略語であるが、適切な訳を付けにくいので、LATAがそのまま用いられている。LATAは分割前の旧BOCの営業実態などを考慮して設定されたもので、大陸合衆国全部で164のLATAが設定されているが、州をまたがるLATAは無い。設定時から現在までLATAの数の変更はないが、LATAの境界については関係事業者の申請により微修正されることがある。BOCは、1LATAのダイヤモンド・ステート・テレフォンを除いて、最低2LATA、最高26LATAをもっているもので、自社の業務区域内であっても、LATAをまたがる通信サービスは長距離通信事業者の事業分野となる。また、LATAの数を州別にみれば、1LATAの州はデラウェア州など10州とコロンビア特別区で、最も多いのはテキサス州の15LATAである。複数のLATAをもつ州においては、長距離通信事業者が提供するLATA間通信であっても、州内通信であれば、その規制の管轄は、連邦通信委員会（FCC）ではなく、その州の公益事業委員会である。





●米国

(注7)

「営業区域内発信LATA間サービス」というのは、通信法で用いられている“in-region interLATA service”の訳語であるが、これを「営業区域内LATA間サービス」と訳す人が多い。しかし、そのような訳語では日本語としては「営業区域内に発着するLATA間サービス」の意味となり（例えば「市内通話」の意味を考えられたい。）、営業区域内で発信し、営業区域外に着信するサービスを除外するという論理的帰結になり、そのような訳語は誤訳というべきであろう。なるほど原語には「発信」に相当する語辞は含まれていないが、1996年電気通信法によって追加された1934年通信法第271条(b)項では、着信を別扱いしており、in-region interLATAという表現は発信を前提としているものであるが、そのような前提が成立しない訳語の場合は適切な補足が必要である。

■表：ベル系運用会社に対する競争チェックリスト（1934年通信法第271条(c)項(b)）

番号	チェックポイント（要求される事項）
1	相互接続義務と料金などの条件に適合する相互接続
2	アンバンドルされたネットワーク構成要素（UNE）への非差別的アクセス
3	電柱添架の規定の要件に合致する電柱、管路、導管及び公道使用权への合理的料金による非差別的アクセス
4	市内交換その他のサービスからアンバンドルされた加入者回線伝送
5	市内交換その他のサービスからアンバンドルされた中継回線伝送
6	加入者回線伝送、中継回線伝送その他のサービスからアンバンドルされた市内交換
7	次のサービスに対する非差別的アクセス ・緊急電話（911サービス及びE911サービス） ・他の通信事業者の顧客への番号案内 ・オペレーター扱い通話の完了サービス
8	他の通信事業者の顧客の番号帳掲載
9	他の通信事業者の顧客への電話番号割当てへの非差別的アクセス（FCCによる新番号制度の設定後は、その制度に従う。）
10	呼の経路設定及び完了に必要なデータベースなどへの非差別的アクセス
11	ダイアリング・トランク方式その他類似の措置による暫定的番号ポータビリティの確保（FCCによる番号ポータビリティ規則の発出後は、その規則に従う。）
12	他の通信事業者がローカル・ダイアリング・パリティを実施できるようにするのに必要なサービス又は情報に対する非差別的アクセス
13	伝送料及び着信料に関する妥当な相互補償取決め
14	再販売のための電気通信サービスの提供

3. 営業区域内発信LATA間通信サービス提供の許可状況

BOCによる営業区域内発信LATA間通信サービス提供の累積申請件数は、2002年5月末現在で3社23件20州であり、このうち許可されたものが3社10件13州である。このサービス提供の申請と許可の状況をまとめると次のとおりである。

番号	事業者	州	申請日付	結論	処理日付	備考
1	アメリテック	ミシガン	97. 1. 2	取下げ	97. 2. 12	第一次申請
2	SBC	オクラホマ	97. 4. 11	棄却	97. 6. 25	
3	アメリテック	ミシガン	97. 5. 21	棄却	97. 8. 19	第二次申請
4	ベルサウス	サウスカロライナ	97. 9. 30	棄却	97. 12. 24	
5	ベルサウス	ルイジアナ	97. 11. 6	棄却	98. 2. 4	第一次申請
6	ベルサウス	ルイジアナ	98. 7. 9	棄却	98. 10. 13	第二次申請



KDDI RESEARCH



7	ベル・アトランティック	ニューヨーク	99.10.1	許可	99.12.22	初の許可
8	SBC	テキサス	00.1.10	取下げ	00.4.6	第一次申請
9	SBC	テキサス	00.4.5	許可	00.6.30	第二次申請
10	ベライゾン	マサチューセッツ	00.9.22	取下げ	00.12.18	第一次申請
11	SBC	カンサス/オクラホマ	00.10.26	許可	01.1.22	
12	ベライゾン	マサチューセッツ	01.1.16	許可	01.4.16	第二次申請
13	SBC	ミズーリ	01.4.4	取下げ	01.6.7	
14	ベライゾン	コネティカット	01.4.23	許可	01.7.20	
15	ベライゾン	ペンシルバニア	01.6.21	許可	01.9.19	
16	SBC	アーカンソー/ミズーリ	01.8.20	許可	01.11.16	
17	ベルサウス	ジョージア/ルイジアナ	01.10.2	取下げ	01.12.20	第一次申請
18	ベライゾン	ロードアイランド	01.11.26	許可	02.2.24	
19	ベライゾン	ニュージャージー	01.12.20	取下げ	02.3.20	第一次申請
20	ベライゾン	バーモント	02.1.17	許可	02.4.17	
21	ベルサウス	ジョージア/ルイジアナ	02.2.14	許可	02.5.15	第二次申請
22	ベライゾン	メイン	02.3.21	審査中	(02.6.19)	
23	ベライゾン	ニュージャージー	02.3.26	審査中	(02.6.24)	第二次申請

以上の申請と処理の件数をまとめると次のとおりである。

	社数	件数	州数	備考
申請	3	23	20	申請していないRBOCはクエストのみである。
許可	3	10	13	ベライゾン 6件、SBC 3件 ベルサウス 1件
棄却	(3)	5	5	
取下げ	(3)	6	(7)	取り下げた事案は再申請
審査中	(1)	2	2	

以上1996年電気通信法の目玉商品ともいべきRBOCの営業区域内発信LATA間通信サービスの申請と許可の現状を紹介したが、顕著な特徴としてベライゾンの本サービスに対する取組みが非常に積極的なこととクエストに吸収されたUSウェストが

(注4)
1982年8月24日に下されたAT&T同意判決は、正確には、AT&Tの前の反トラスト法違反事件について1956年1月24日に下された同意判決の全面的修正の形をとっており、「終局判決修正」(Modification of Final Judgment)の表題が付されている。判決自体には、「同意判決」という表現は用いられていないが、これは判決に至る経緯が「同意」であるということ、判決自体はあくまで裁判所の下す判決だということであろう。ではなぜ新規判決として取り扱われないで、当事者が一部異なっているにもかかわらず、56年判決の修正という形がとられたのか、その理由は明らかでないが、一説によると損害賠償請求などの別訴で本訴訟の資料の開示を求められるのを避けるためだといわれているが、司法省がAT&Tのためにそのような便宜を図るとは考えにくいので、むしろ本訴訟においてタニー法の要求する同意判決開示手続きが十分にとられておらず、迅速に判決を下してもらうために「宿借り」戦術がとられたのではないと思われる。

次に本同意判決の構成について述べる。本同意判決は、次のように前文、本文8条、付録2件から成っているが、第1条と第2条が中心となる規定である。

前文 当事者の表示、判決の経緯など
 第1条 AT&Tの再編成、
 第2条 BOCの要件、
 第3条 適用及び効力
 第4条 定義、
 第5条 遵守条項、
 第6条 訪問条項
 第7条 管轄の保持、
 第8条 修正
 付録A BOCのリスト、
 付録B 平等地域内アクセスのBOCによる提供の段階的導入





●米国

全く反応を示していないことが挙げられる。また、現在審査中の2件もベライゾンの申請で、この2件も近く許可される見込みであるので、ベライゾンの総合通信事業者としてのステータスはますます高まるであろう。一方、ベルサウスは96年法制定後いち早く本サービスの申請をしたが、立て続けに3件の申請が棄却されて、出鼻をくじかれた感じで、その後本サービスについては全く関心を示していなかったが、RBOCの中では経営状況が非常に好調を続け、元親会社のAT&Tを買収するのではないかとさえいわれた同社がここへ来て同サービスの許可獲得競争の仲間入りをしたことは興味ある現象である。

COMMENT

BOCの営業区域内発信LATA間サービスの提供は、1996年電気通信法がAT&T同意判決を事実上破棄して設定した新しい制度で、その成功が期待されていたものであるが、ふたを開けて見ると96年法によって新設された他の制度と同様に、期待されたほどの成果を収めていない。BOCの営業区域内発信LATA間サービスの提供については、最近許可件数が増えているとはいえ、やっと10件に達したところである。また、実際のサービス提供状況も、ベライゾン・ニューヨークなど一部のケースを除いてそれほどパフォーマンスを挙げているとはいえないようだ。いずれにしても、地域通信事業者と長距離通信事業者が分断されているという米国特有の事業形態の部分的修正としての本制度の発展は米国通信市場の抜本的改革に道を開くものとして注目されているものである。本サービスの提供についての問題点の一つとして、行政手続きの問題を挙げることができる。FCCの審査に先立ち州の公益事業委員会の手続きを取り付け、司法省からも要請があれば資料の提出が必要であり、FCCに提出する資料は公式、非公式を含め莫大なものとなると思われる。本サービスについては、申請と許可の件数が増え類似事項の処理は簡易になると思われるのに、5月15日に許可されたベルサウスの事案では、許可の決定文書が305ページに及び、FCC当局の作業の膨大さもさることながら、対応する事業者の負担も馬鹿にならないと思われる。FCCのパウエル委員長はFCCの手続きの簡素化を望んでいるようであるが、実態は果たしてどうか疑問なしとしない。いずれにしても、本サービスがあまねく各州に普及し、消費者の選択の範囲が拡大されることを期待している。

(清家 秀哉)

<出典・参考文献>

FCC, Memorandum Opinion and Order in the Matter of Joint Application by BellSouth Corporation, BellSouth Telecommunications, Inc. and BellSouth Long Distance Inc. for Provision of In-Region, InterLATA Services in Georgia and Louisiana, CC Docket No. 02-35 filed May 15, 2002 (FCC 02-147)
FCC, FCC News Release May 15, 2002



KDDI RESEARCH



米国

ワールドコム、経営環境に厳しい見方相次ぐ

4月末の創始者であるバーナード・エバース会長の突然の辞任を受けて、金融市場でワールドコム社の経営に対する信頼が大きく揺らいでいる。5月上旬、二大格付け機関のムーディーズとスタンダード・アンド・プアーズは、ワールドコム社の長期債の格付けを一挙に3ランク低いジャンク債レベル並に引き下げた。会社更正法の適用申請もまちかいかのではないかとささやかれ始めている。

4月29日米国第2位の長距離通信会社ワールドコムは、エバース会長の退任を発表した。これより先の3月上旬には、ワールドコム社に証券取引委員会が、ワールドコム社の会計処理に関して同委規則に違反していないかどうかの調査に着手している。ワールドコムのシンボリックな存在であった会長の辞任と証券取引委員会の調査の2つのニュースを背景に、格付け会社のムーディーズは、5月9日にワールドコム社の格付けを一挙に3ランク引き下げ、投資には不適切なジャンク債権並とした。このことが引き金となり、株価は、1日で43セント下げ、1ドル58セントになった。率にすると21%にあたる暴落である。1999年6月に64.50ドルの最高値を記録したワールドコムの株価は、ここ一年の間に実に約90パーセントの下落をしている。他の電気通信会社の株式の下落率は平均36%である。米国のアナリストの間には、ワールドコムがチャプター11（会社更生法）（下記コラム参照）の適用申請に追い込まれるのではないかと観測が急速に生じ始めている。

エバース会長は、バンクオブアメリカから融資によって、当時の株価価値で1000億円以上の自社株を購入していた。その後の、株価下落に伴ない銀行への追い証^(注9)の支払いを迫られることになった。このため、自己破産を宣言して返済を免れる以外の方法としては、持っている大量のワールドコムの株を売却することになる。しかし、それによってワールドコムの株価が急落する。急落を防ぐため、ワールドコムはエバース会長に、市中金利よりもはるかに低い金利で530億円以上の巨額資金を融資していた。金利の差額だけでも年間12億円以上の利得がエバース会長に転がり込む。刑事事件にもなりかねない不祥事である。

また、もう一つの格付け代表機関であるスタンダード&プアーズ社も5月10日には、ワールドコムの債権をジャンク債並に引き下げ、さらに、13日はワールドコムを株式インデックスS&P500^(注10)のリストから除外した。今回、ワールドコムがこのリストから除外されたことは、同社はもはや米国の電気通信市場を代表する会社ではなくなったことを意味する。エバース会長の後任として副会長のジョン・シッジモア氏が就任した。シッジモア氏は会社の状況を好転させることを誓ったが、そのことが一層ワールドコム社が他の企業から買収されるのではという憶測を呼ぶ結果となった。

米国では、今年に入って、すでに、グローバル・クロッシング、ウィリアムズ・

(注9)

「信用取引」の際、投資家は証券会社に対し委託保証金を支払うが、取引で損失が発生した場合に追加で差し入れる保証金のことを略して追い証（おいしょう）と呼ぶ。例えば信用取引で買った株価が下落し20%以上の損失が発生した場合、6カ月後にはその分の代金を追い証として証券会社に支払う義務がある。

(注10)

米国の有力投資情報会社であるS&P（スタンダード・アンド・プアーズ）社がニューヨーク証券取引所、アメリカン証券取引所、NASDAQ登録の合計500銘柄について発表する株価指数。この指数は、機関投資家の運用実績を測定するベンチマークとして広利用されている。



KDDI RESEARCH



●米国

コミュニケーションズ、グローバルスター、ネットワークプラス、などの新興会社がチャプター11の適用申請を行っている。また、5月下旬には、ベル系地域電話会社のひとつだったUSウエストを買収した業界4位の新興大手長距離通信事業者のクウエスト社の格付けにおいても、5月下旬にムーディーズは、投資不適格のジャンク債並に格下げしている。

【コラム】

チャプター11は、連邦法にあたる破産法の第11章に定められている。日本の会社更生法にあたり、基本的に、事業の再建を目指している。事業の継続性や破産手続きが会社主導で行えるところにメリットがある。チャプター11を申請すると日常のビジネスは引き続き従来の経営者によって経営することも可能であるが、重要な決定は裁判所の承認が必要となる。ビジネスを継続するので、証券取引委員会への会計報告も行われ、また、株価は、紙くず同然の値段になるが、株式市場で引き続き取引を行うこともできる。チャプター11を申請したからといって申請が適用された会社の全部が再建となるということではなく、最終的には、清算となる場合もある。ビジネスを継続するので、証券取引委員会へは重要な項目については報告の義務が課されている。

通常、チャプター11を申請すると、①法務省の管財人が債権者や株主を代表する委員を指名し、会社側とともに更生計画の作成に取り掛かる、②会社が、情報開示と更生計画を準備し裁判所に提出する、③証券取引委員会は、この情報開示が完全なものか調査する、④株主を含めた債権者は、計画の賛否について投票を行う、⑤裁判所が計画を承認する、⑥会社は、計画に盛り込まれた証券の割り当てや支払いを行うことによって計画の実行に着手する、という過程を踏む。

プリパッケージド (Prepackaged Bankruptcy Plan) というチャプター11の特別バージョンもある。通常のチャプター11申請と違うところは、再建計画の手続きの短縮化にある。チャプター11を申請する前にある程度自分達で再建計画を用意してしまう。チャプター11申請後株主の3分の2以上の賛成が得られれば、その再建計画どおりに話が進むことになる。航空会社のTWAやリゾートインタナショナルが、これを申請したことがある。ワールドコムもチャプター11申請となるとこれを申請する可能性がある。

借金だけでビジネスはこれで終わりという破産を最初から目指す場合にはチャプター7の適用を申請することになる。個人が自己破産を申請する場合には、チャプター13の適用申請となる。

● COMMENT

米国紙では、エバース氏の辞任を（同社からの）「追放」(ouster)と表現している。アナリストによると、近日中に連邦破産法第11章の適用申請を行う可能性は80~90パーセントであるとされている。



KDDI RESEARCH



ワールドコムがチャプター11を申請するとなると、通常、競争相手がその恩恵を受けることになるはずであるが、今回のケースではその恩恵を受けるのは利用者から見て経営に信頼が置けるRBOC系地域電話会社だけだろう。直接的な競争相手となるAT&Tやクエスト、スプリントも資金繰りが厳しい状況にあり、経営的には苦境に陥っている。ワールドコムのチャプター11申請となれば、次はどこかということになり、スプリントやクエストにとっては試練の時となるだろう。かつてはトリプルAとして超優良企業であったAT&Tも、あと2段階引き下げられるとその株はジャンク債として扱われる。機関投資家は所持していられなくなる。早晩、固定通信業界では合併・買収など再編成が行われるだろう。最終的には固定通信会社の大手としては、バライゾン、SBC、ベルサウスのベル系地域電話会社3社の他に外国と提携した2-3社を加えた5-6社に収束していこう。大手の携帯電話会社も再編の波を免れることはできない。そう遠くない時期に再編のニュースが入ってくるはずだ。

(吉澤 生雄)

<出典・参考文献>

Wall Street Journal on Line (April 30, 2002)





英国

英国政府、新世紀の通信法案を発表

英国政府は、5月7日に新しい通信法案を発表したが、すでに2001年6月に「通信白書—通信の新世紀」を発表し、いくつにも分かれている英国政府の通信関係規制機関を統合して、OFCOMを設置し、新世紀における限りなき通信の発展に対処するよう提案していた。したがって、この白書の提言を実現するために、新しい電気通信法が制定されることは予想されていたところである。しかし、これほど大規模の法案が提出されたのは少々意外な面もあるが、英国政府の意気込みがはっきりと読み取れる。ただ、英国の法律システムは複雑で、新法が制定されても旧法が存続することが多く、今回の法案も現行の電気通信法や放送法との調整がどのように図られるのか、今後の動きを注視する必要がある。

1. はじめに

英国政府は、2002年5月7日、貿易産業省と文化・メディア・スポーツ省が共同で新しい通信法案を発表した。同政府はすでに、2001年6月に「通信白書—通信の新世紀」を発表し、いくつにも分かれている英国政府の通信関係規制機関を統合して、OFCOMを設置し、新世紀における限りなき通信の発展に対処するよう提案していた。この白書の提言を実現するためには、当然関係法律の改正が必要であり、提案の構想の革新性と規模の大きさからして新しい法律の制定が予想されていたところであり、新通信法案の作成自体に大きな驚きはないものと思われるが、英独仏をはじめ欧州主要国の参加する欧州連合（EU）が電気通信に関する新しい四大指令^(注11)を採択し、加盟国はその内容を国内法化することを要求されており、この面でも英国は欧州諸国の先駆けとなるものである。

2. 新通信法案の概要

新通信法案は、全文315ページから成る膨大な法典で、本文が6部259条と別表が13で構成されている。

各部と別表の表題は次のとおりである。

(注11)

EUの新しい電気通信関係指令は、欧州理事会と欧州議会で採択され、本年4月24日にEU官報（Official Journal）で公告された。その関係指令は次の四つの指令から成っている。

- ・アクセス指令
(Access Directive)
- ・許認可指令
(Authorization Directive)
- ・枠組み指令
(Framework Directive)
- ・ユニバーサル・サービス指令
(Universal Service Directive)



KDDI RESEARCH

通 信 法 案

- 第1部 OFCOMの機能
- 第2部 ネットワーク、サービス及び無線スペクトラム
- 第3部 テレビジョン・サービス及びラジオ・サービス
- 第4部 テレビジョン受信免許
- 第5部 競争機能
- 第6部 雑則及び補則

- 別表1 OFCOMへの機能の移転
- 別表2 移転計画
- 別表3 1984年電気通信法別表2の改正
- 別表4 承認されたスペクトラムへのアクセス許可等の手続き
- 別表5 無線通信の違反に対する固定罰則
- 別表6 制限された機器の没収
- 別表7 上訴できない決定
- 別表8 BBC及びウェールズ庁の送信義務
- 別表9 放送法に基づく財政上の罰則
- 別表10 放送法の改正
- 別表11 軽微な改正及び派生的な改正
- 別表12 経過規定
- 別表13 削除

同法案は以上のような構成であるが、中心となる規定は、主として通信に関する第2部と放送に関する第3部である。特に第2部は、第22条から第143条まで実に122ヶ条を占め、本文全体の約半分に当たる条文を有しており、通信に関するネットワークとサービス及び通信・放送に用いられる無線スペクトラムに関する詳細な規定を含んでいる。ここで一つ注意すべきことは、同法案ではわれわれが「電気通信」として使い慣れてきたテレコミュニケーション（Telecommunications）の用語は見られず、エレクトロニック・コミュニケーション（Electronic Communications）の用語が用いられていることである。この点は今回発出されたEU指令でも同様であり、欧米における最近の傾向のようである。

同法案の主要ポイントは次のとおりである。

●既存の5規制機関 <独立テレビジョン委員会（ITC）、ラジオ庁、電気通信庁（OFTEL）、放送基準委員会、無線通信庁（RA）> に代えて、通信庁（OFCOM）を設置する。





●英国

●公共放送事業者を規制するための統一的なスキームを適用する。すなわち、BBCに対しては規制を強化するが、他の事業者については自主規制の範囲を拡大する。BBCについては、同理事会の中核的責任を維持しつつ、文化・メディア・スポーツ大臣の後見的権限の下にOFTELによる付加的監督を課する。

●通信分野における競争ルールの適用に関しては、公正取引庁と同様の権限を付与する。

●OFCOMは、「コンテンツ・ボード」を設置、運営し、テレビジョン及びラジオの番組の性格及び品質に対する公衆の関心がOFCOMの組織の中で、強力に代表されるようにする。

●電気通信システムの免許要件を廃止（現存の約400種の免許を廃止）し、最近発出されたEC指令を含むEC指令の線に沿った電子通信のネットワーク、サービス及び関連機器に対する新しい規制制度に置き換える。

●利用可能な無線スペクトラムの使用効率を一層高めるために、スペクトラム取引を許容する。

さらに同法案は、メディア所有権の規制緩和をねらいとしており、同法案とともに関係規則の次の事項を削除する改正案のポイントをも発表した。

- ・ITVの単独所有を禁止する規定
- ・2以上の全国的商業ラジオ免許の所有を禁止する規定
- ・新聞の合併規制に適用される刑事制裁
- ・テレビジョン放送局とラジオ放送局の同一企業による所有を禁止する規定
- ・大新聞グループがチャンネル5又はラジオ免許を取得するのを禁止する規定
- ・域内投資を推進し、新しいアイデアと技術的発展の利益を英国人が速やかに受けられるようにするために放送施設の非ヨーロッパ人による所有を禁止する規定

また、ローカル・ラジオ放送局のクオリティを確保するために、OFCOMは次の権限と職責を有することになる。

- ・OFCOMがローカル・ラジオ放送局のニュース番組及び時事番組の正確性又は中立性について懸念を抱いた場合に、当該放送局の番組を調査する権限
- ・ローカル・ラジオ放送局のローカル・コンテンツを保護し、推進する新しい職責
- ・ローカル・ラジオ放送局の性格が維持されるように、支配権の変動に際して免許を変更する権限

3. 新通信法案の今後の展開

英国における通信の主管庁である貿易産業省と放送の主管庁である文化・メディア・スポーツ省によって5月7日に共同発表された通信法案については、直ちにパブリック・コメントが招請され、その締切期日は8月2日とされている。その後担当省においてコメント内容をも考慮し、法案の再検討が行われ、第二次案が国会両院の予備審査に付され、その結果に基づいて政府の最終法案が決定され国会に正式上程



KDDI RESEARCH

される。国会上程後は両院の読会に付され、両院通過後女王の裁可によって正式に法律となる。

本法案審議のスケジュールについては、政治情勢や他法案との関係などもあり、予想は難しいが、本法案についてはコンテンツ規制の強化についてはかなり反対意見が予想されるものの、法案全体としては、与野党対決法案ではなく、EU加盟国としての義務履行の法案でもあるので、大きな修正もなく成立するものと思われる。成立の時期も、予備審査にある程度長い期間を要するかもしれないが、正式審議は割合短期間で終了するのが一般であるので、遅くとも年末には法律となるのではないと思われる。

なお、本法案の前提となっている通信庁（OFCOM）の設置については、すでに3月19日に「2002年通信庁法」（Office of Communications Act 2002）が2002年チャプター11の法律として成立している。

4. 日本へのインパクト

この法案はEU指令の施行法の性格を強くもっているため、ヨーロッパ諸国にとってはこの法案が模範法案となるものと思われ、そのインパクトは絶大なものがあると思われるが、日本にとってはそのような面でのインパクトはない。しかし、日本の通信規制機構については米国やEUから独立規制機関の設置を強く要請されてきたところであり、英国において米国のFCC型の統合独立規制機関が成立することによって、わが国の制度に対する欧米の批判がさらに強くなることが予想される。

また、この法案で放送事業への外資規制の原則撤廃が規定されているので、通信について開放されている外資の参入を放送についても適用するよう要求する圧力が強くなることが予想される。また、EUの新指令の精神を日本法制にも取り入れるべきだとする意見も当然出るであろう。

さらにこの法案が法律として成立すれば、競争導入について世界の先駆けとなったが、通信の理念や広帯域対応でやや遅れの目立つ米国通信法の改正を促進する効果ももつものと思われ、そのことが日本への反射的效果を生むことも考えられる。

COMMENT

以上のように、今回発表された新通信法案のねらいは、通信と放送の融合の動向に対処するように、両産業に対する規制の一元化を図ることにあるが、どちらかといえば同法案の重点は、通信よりも放送に置かれているように思われる。すなわち、通信に関しては、電気通信システムの免許を原則的に廃止することに伴う措置が中心で、その他については規定事項は多いが、手続き的事項が中心となっている。これに対して放送に関しては、規定事項は通信に比べて少ないが、所有規制の大幅緩和が実施されるが、コンテンツ規制についてはむしろ強化され、文化政策の面が強く現れ、放送業界に対する影響は極めて大きいものと思われる。また、英国においては、BTやBBCのような支配的事業者に対しては、免許や勅許という準個別立法的措置によってマイクロレギュレーションともいうべき徹底した規制が行われてき



●英国

たのが、今後どのように取り扱われるか注目されるところである。また本法案で特に注目される事項の一つとして、EU指令の線に沿って、電気通信（テレコミュニケーション）の概念を放棄し、通信と放送の融合を意識した電子通信システムという新しい概念構成がとられたことが挙げられる。

（清家 秀哉）

<出典・参考文献>

HMSO, Draft Communications Bill

DTI & DCMS, Joint Press Release, May 7, 2002

Oftel, Regulators welcome draft Communications Bill, May 7, 2002

DTI, Draft Bill Overhauls Legal Framework for Communications Industry, May 7, 2002



KDDI RESEARCH



英国

OFTEL、競争上の観点からBTによるインターネット・サービス販売ならびに料金請求方法についてステートメントを発表

OFTELがBTのインターネット・サービス販売について規制方針を発表。固定電話市場で支配的な地位にあるBTに対し、反競争的な行為を防止するための販売ルール及び制度監視ルールを適用。

ADSLなどのブロードバンド・サービスが急速に広がり、インターネット接続市場環境が劇的な変化を見せるなか、英国では5月、規制機関OFTELがBTによるインターネット・サービスの販売ならびにその料金請求方法に関する規制方針を発表した。この背景には、固定電話分野で圧倒的な支配力を有するBTのマーケティング活動や、電話料金及びその他サービスの一括請求の是非に関する議論の高まりがあるが、OFTELはBTが4月末にADSLの新サービスを発表したのを契機に、これまで不透明だったインターネット・サービス販売に係る規制方針を明確に示す必要があると判断した。

以下、5月19日に発表されたOFTELステートメント^(注12)の概要をまとめる。

1. 背景（第1章）

BTは4月末、ADSLの新サービス「BTブロードバンド^(注13)」の投入を発表した。これに対し、他の通信事業者やISPからは、インターネット・サービス分野におけるBTの販売活動ならびにその料金請求方法に関する明確なルールを求める声があがった。

インターネット・サービス販売について、BTは既に1998年にも、競争事業者から「BTが支配的地位を有する市場、すなわち市内及び国内電話市場で入手した、他事業者では入手し得ない顧客情報を不当に活用し、特定の顧客に対するインターネット・サービス（具体的にはBT Clickサービス）のターゲット販売を行っている」との訴えを受けている。この時BTは、OFTELに対し、同社の販売スタッフが顧客の通信利用情報に“物理的に（physically）”アクセスできないよう販売方法を改善することを約束したため、OFTELがこれに係る規制の明文化を見送った経緯がある。これ以来、この“物理的分離（physical separation）”のルールがBTの他のインターネット・サービス販売にも適用されているが、BTが自主的に定めた販売ルールのほかには、この問題を取り扱った明確な規定は存在しない。

(注12)

OfTel statement on BT's marketing of Internet services and use of joint billing

(注13)

BTが今秋から販売開始を予定する新ADSLサービスで、EメールやWEBレンタルスペース、コンテンツなど通常の付随サービスを取り除き、回線接続のみを提供するもの。ユーザーは、希望するISPから必要なサービスだけを自由に選択し契約する。設置一時金は60ポンド（約11,000円）、月額使用料は27ポンド（約5,000円）を予定している。



KDDI RESEARCH



2. BTによるインターネット・サービス販売と一括請求の利用（第2章）

OFTELは、BTによるインターネット・サービスの販売ならびに料金請求方法を見直すにあたり、次の点を重視するとしている。

- ・消費者が新サービスの情報に自由にアクセスでき、その恩恵を素早く且つ十分に享受できるようにすること
- ・反競争的な行為を防止するための適切な規制を課すと共に、それを監視するためのルールを設けること
- ・ただしBTが公平にサービス販売を行えるよう、適切な規制内容とすること

そのうえでOFTELは、BTの守るべき行動ルールとして以下の見解を示した。

【顧客の住所・氏名情報の利用】

データベースに蓄積した顧客の住所・氏名情報を活用し、一般的なマーケティング手法（全顧客の請求書への新サービス情報の同封や無作為に抽出した顧客へのテレマーケティングなど）を通じて、インターネット・サービスを販売することができる。

大規模な顧客データベースの所有はBTにとって大きなアドバンテージだが、他の通信事業者やサービスプロバイダーが外部からデータを入手したり、他分野での顧客データを拡張するなどして、同規模の顧客情報を準備することは可能であり、したがって現時点では、住所・氏名情報の利用について競争上の問題は見られない。

【ターゲット販売】

BTは、顧客の通信利用状況に関するデータベース内の詳細な情報を使い、特定の顧客をターゲットにしたインターネット・サービス販売を行ってはならない。

これは、BTがデータベース内に蓄積する顧客の利用状況に関する情報量が、他社には真似のできない水準にあり、したがってBTがこの情報を用いた場合に競合他社は太刀打ちできないとの考え方に基づく。

ただし、特定の顧客を選定したうえでインターネット・サービスのターゲット販売を行う場合でも、それがBTの顧客データベースから抽出した通信利用情報に基づくものでなければ何ら問題はない。

【市場調査】

BTは他社と同様、顧客情報の収集に市場調査を実施することができ、その調査結果に基づいてインターネット・サービスのターゲット販売を行うことができる。ただし、市場調査では、顧客データベース内の通信利用情報を使って顧客を選定してはならない。



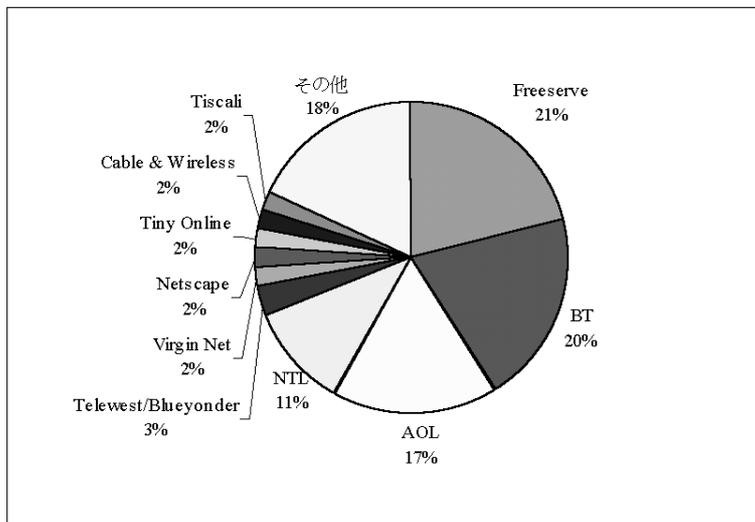
【顧客からの問い合わせ】

BTは、通信分野におけるその高い知名度から、インターネット・サービスの販売においても潜在的には競争事業者よりも有利な立場にある。しかしながら、現在のインターネット接続市場におけるISP各社の市場シェア（下グラフ参照）を見ると、FreemoveやAOLといったISPが顧客へブランドを浸透させることに成功している。つまり、競争事業者も効果的なマーケティング活動を行うことでISPとしての知名度を十分に高めることができると判断する。

よってBTは、インターネット・サービスに関する顧客からの問い合わせに対し、BT以外にも同様のサービスを提供できるプロバイダーが多数存在するとの案内を加えれば、自社のサービスを顧客に薦めることができる。

なお、顧客からインターネット・サービス以外の問い合わせを受けた場合でも、BTはその案内が顧客の通信利用状況の分析に基づくものでない限り、顧客に対しインターネット・サービスを薦めることができる。

■グラフ：一般家庭ユーザー市場における主要ISPの市場シェア（2002年2月現在）



【出典】 OFTEL Consumers' use of Internet

【他社サービスの中傷】

BTの免許条件57は、ある特定の個人あるいは法人に対する不当な優遇もしくは不当な差別を禁止している。OFTELは、競合他社の提供するサービスを中傷するような不正確な、あるいは誤解を招くおそれのある説明行為も禁止項目の対象になるものと解釈しており、競争事業者からこれに関わる訴えが寄せられた場合には、調査のうえ必要な措置を取る。

【一括請求】

消費者にとっての利便性を勘案し、BTには通常の電話料金と新サービス「BTブロードバンド」の利用料金の一括請求を認めることとする。ただし、「BTブロードバ



ンド」の料金にはその請求書の作成及び送付に係るコストの相当分が含まれなければならない。

なお一部に、競争事業者と条件を揃える意味から、BTによる一括請求を認めるべきでないとの声も聞かれるが、消費者利益を考慮すれば、反競争的行為としてこれを禁止するほどの正当な根拠は見当たらないと考える。

また、ISPの多くは、クレジットカード決済やオンライン決済を活用した料金請求システムを既に確立しており、こうした方法が請求書を発行するよりもむしろ効率的であり、尚且つ請求コストの抑制につながるとの見方もできる。

一方で、BT請求書の開放、すなわちBTによる競合ISP料金の代行徴収を求める声もあるが、サービス提供者の姿が見えにくく、ISPのブランド・イメージが消費者に浸透しづらい点などを考慮すれば、ほとんどのISPはBTによる代行徴収を望まないものと理解する。この意味から、ISPにとってBT請求書の開放にはその潜在的なデメリットを補うだけの大きなメリットは見当たらないと言える。

なお、OFTELは現在、加入者回線市場への参入を目指すISP等の競争事業者に、基本料を含む料金一括請求の権利を与える「加入者回線卸売サービス（wholesale line rental product）」の導入を提案しており（本誌2002年3月号参照）、この実施を通じて料金請求に係る条件を整備する考えである。

3. 制度監視ルール（第3章）

BTのインターネット・サービス販売に関するルールは、2001年末、BTがOFTELに提示した提案内容に基づき、それまでの“物理的分離（physical separation）”のルールから、以下の内容を柱とする新たな販売ルールへ移行した。これは、“物理的分離”によってインターネット・サービスに関する必要な知識を得るのに手間がかかり、消費者が不便を感じている、との理由によるもの。新ルールは、“物理的分離”の免除を制度監視ルールの強化でカバーする内容となっている。

■BTは、テレマーケティング（インバウンドまたはアウトバウンド通話）により、インターネット・サービスの販売促進を行うことができる。

■ただし、BTの販売スタッフは、OFTELの承認を得た販売ルールに従うこととし、顧客情報の反競争的な取り扱いを禁止する。

■販売ルールが守られているかを確認するため、第三者機関による実態調査を実施する。

■OFTELはその実態調査の内容及び結果の報告を受ける。

■それとは別にOFTELは独自の実態調査を実施する。

なお、第三者機関による実態調査は既に始まっており、BTはこの6月か7月にその調査結果をOFTELに報告する予定である。その報告を受けた後、OFTELもすぐに独自の調査を実施する方針。OFTELでは、6ヶ月後に予定する上記販売ルールの見直し時に、これらの調査結果をすべて公表する考えである。ただし、見直しの前であっても違反行為が認められた場合には、OFTELは即座に“物理的分離”の再導入な





ど反競争的行為の取り締まり強化を検討している。

(原 剛)

<文中の換算率>

1英ポンド=185円 (2002年5月31日東京の対顧客電信売り相場)

<出典・参考文献>

Oftel statement on BT's marketing of Internet services and use of joint billing (2002/05/19)、BTプレスリリース (2002/4/24) 他





(注14)

本決定の正式な名称は、「共同体における第3世代移動無線システム (UMTS) の協調的導入に関する決定」 (Decision No 128/1999/EC of the European Parliament and of the Council of 14 December 1998 on the coordinated introduction of a third-generation mobile and wireless communications system (UMTS) in the Community) という。

(注15)

EU欧州委員会が2001年11月末に発表したEU通信市場についての第7次報告書 (「Seventh Report on the Implementation of the Telecommunications Regulatory Package (COM (2001) 706)」) の中で、UMTS決定は2002年1月1日からの3Gの開始を義務付けてはならず、むしろその日から3Gを展開 (roll-out) することに対して免許手続きが障害として作用しないことを保証することが意図されている、ということを経記しなければならない、としている。

(注16)

比較審査方式とオークション方式のどちらの方式を採用するかは、欧州通信市場を自由化した98年規制体系においては、選定に当たり客観性、非差別性、均衡性、透明性の原則に従っている限り、加盟国の判断により決定できる (「EU第6次報告書」pp25-26参照)。なお、2002年3月に採択された新指令の中のフレームワーク指令 (2002/21/EC、2002.3.7) では、市場に重大な影響を与える手続きに関して、加盟国は事前に他の加盟国やEU欧州委員会のコメントを求めること (第6条)、欧州委員会が提案された手続きを撤回することを要求できる期間 (2か月) を設定すること (第7条) が定められている。 (「EUにおける3Gの導入についての報告 (COM (2001) 141、2001.3.20)」における「4.1 将来の規制枠組みの適正化」を参照。)



KDDI RESEARCH

ルクセンブルグ

ルクセンブルグ、3G免許を交付

2002年5月に、3G免許を交付したルクセンブルグの携帯電話市場を紹介するほか、EU諸国の動向について概観する。

1. EUにおける3Gの導入体制

EUにおける第3世代携帯電話 (3G) の導入については、1998年12月に発出された「UMTS (Universal Mobile Telecommunication System、3Gと同義) に関する決定」 (以下、UMTS決定) ^(注14) に基づき、加盟国は自国内で3Gサービスを迅速に協調的に導入する (introduction) ために必要なあらゆる行動をとることが規定されている (第1条)。さらに、UMTS決定においては、3Gサービスの開始時期は特定されていないが ^(注15)、加盟各国は、遅くとも2002年1月1日までに自国国内において3Gサービスを協調的漸進的に導入するために必要なあらゆる行動をとるべきこと、特に遅くとも2000年1月1日までに3Gのための認証方式 (an authorisation system) を制定すべきことが定められている (第3条)。なお、免許の選定方法は差別して、比較審査方式 (beauty contest) とオークション方式の2方式が挙げられるが、UMTS決定において選定方式は定められておらず、加盟各国の決定に委ねられている ^(注16)。UMTS決定に従い、アイルランドとルクセンブルグを除くEU加盟国は、2001年中に3G免許の交付を実施した。その後2002年に入り、免許未交付の上述の2か国においても免許の交付が具体化している。

以下では、2002年5月に3G免許を交付したルクセンブルグの状況を中心にEU加盟国における3Gサービスの現状を紹介する。

2. ルクセンブルグの3G免許交付

ルクセンブルグ政府は、2002年5月22日に比較審査方式により3G免許を3件交付した。免許の交付予定数は4件であったが、3社からしか申請がなく、これらの3社が免許を取得した。なお、同時に募集された新規事業者に対するDCS1800免許1件 ^(注17) については、申請者がなかったため、免許は交付されなかった。

免許取得者は、ルクセンブルグの既存GSM事業者である、ルクセンブルグ郵電会社 (Entreprise des Postes et Telecommunication、EPT) およびタンゴ (Tango) の2社に加え、3Gにより同国の携帯電話市場に新規参入するオレンジ (Oragne Communications Luxembourg) の3社である。

EPTは、ルクセンブルグの元独占事業者で、現在も同国政府が100%株式を保有している。EPTは、1993年7月からLuxGSMのサービス名で携帯電話サービスを開始し



た。ついで、1998年5月にタンゴが参入し、ルクセンブルグの携帯電話市場に競争が導入された。タンゴは、スウェーデンに本拠を置き北欧を中心に固定および移動通信を提供しているTele2が100%保有している^(注18)。Tele2は、ルクセンブルグのほか、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドにおいて3G免許を取得している^(注19)。また、新規参入のオレンジは、フランステレコムの子会社で、同グループはEU加盟国15か国のうち少数出資を含め13か国で3G免許を保有している。

今回交付された免許の期間は15年であり、以降は5年ごとに自動更新される。付与される周波数は各免許ともに、2×15MHz+1×5MHzである。免許料は、一時金の周波数使用料として「2×15MHz」部分に対して1MHz当たり24,000ユーロ、「1×5MHz」部分に対して1MHz当たり12,000ユーロが課される^(注20)。このほか、年間の免許管理料として3Gサービスの年間売上高のうち0.2%（あるいは20万ユーロに満たない場合は20万ユーロ）が課される。サービス開始時期、サービスのカバー域等の条件は、各事業者が免許を申請した際の申請書に記載した条件が各事業者の免許に条件として定められることになり、事業者ごとに異なる。開始時期は、2003年1月から同年8月の間で、サービスのカバー域は8年後の2010年には、国土の面積の64%から98%、人口の95%から98%を達成することとされている。

ルクセンブルグの人口はおよそ44万人で、2002年2月末における携帯電話加入者総数は41.4万人であり人口普及率は95%を超えている。既存GSM市場におけるEPTおよびタンゴのシェアは、同時期においてそれぞれ60%および40%である。このようにルクセンブルグの携帯電話市場は既に成熟段階にあり、市場規模も考慮すると新規参入者にとって魅力的とはいえない。その点で、今回のルクセンブルグの3G免許交付は、免許取得者が既存GSM事業者2社と近隣国フランスを本拠とするフランステレコムの携帯部門であったこと、4件の免許枠の一つが埋まらなかったこと、など一般に予想された結果に沿うものであった。

■表1：ルクセンブルグの携帯電話事業者（ルクセンブルグの携帯電話普及率：97.4%、2002年4月末現在）

事業者	方式等	加入者数〔シェア〕 (2001年4月末)	出資者
l'Entreprise des Postes et Telecommunication	GSM900/1800 3G免許	252,700 〔60.2%〕	ルクセンブルグ政府：100%
Tango	GSM900/1800 3G免許	167,000 〔39.8%〕	Tele2（スウェーデン）：100%
Oragne Communications Luxembourg	3G免許	未提供	Orange（仏）：100%

（各種資料によりKDDI総研作成）

（表注1）Orangeはフランステレコムの携帯電話事業部門で、フランステレコムが85%保有し、残りの15%は上場している。

（注17）

DCS1800は、欧州で標準化された1.8GHz帯を用いるデジタル携帯電話システム方式（digital cellular system）で、送信電力と周波数帯を除けば、900MHz帯のGSM方式と同様の方式である。今回のDCS1800の免許は、3Gによる新規参入者が3Gと併願することも、あるいはDCSのみにより新規参入することも可能とされていたが、どちらについても申請がなかった。

（注18）

タンゴは、当初ルクセンブルグに本拠を置き、南米、アジア、アフリカを中心に事業を展開している携帯電話事業者Millicom International Cellular (MIC) により設立され、ついで1998年5月に、MICとTele2の出資者であるKinnevik（スウェーデン）による合弁会社Societe Europeenne de Communication (SEC) の設立に伴い、SECに移管された。その後2000年10月に、SECがTele2の前身であるNetComに吸収されたことにより、NetComがタンゴを100%所有することとなった。なお、NetComは2001年2月に社名をTele2に変更した。

（注19）

Tele2の3G免許は、スウェーデンではTele2（100%）が、ノルウェーではTele2 Norge（100%）が、フィンランドではSuomen Kolmegee（20%）がそれぞれ保有している。なお、（）内はTele2の出資率である。また、ノルウェーで3G免許を取得したNetComは、Telia（スウェーデン）の子会社であり、Tele2の系列ではない。

（注20）

1免許当たりの「2×15MHz+1×5MHz」の周波数帯に対する使用料の総額は、78万ユーロ（2.4万ユーロ×15×2+1.2万ユーロ×5）である。





3. 他のEU加盟国の動向

3G免許の交付が、ルクセンブルグと共に2002年に持ち越されていたアイルランドにおいても比較審査方式により免許交付の進められている。2002年3月27日に締め切られた4件の免許枠に対して、3社からの申請があった。免許取得者の選定結果は、同年6月26日に公表される予定である。

申請した3社は、アイルランドの既存GSM事業者である、ヴォーダフォン (Vodafone Ireland、以下Vodafone-I) およびO2 Ireland (O2-I) の2社に加え、3Gにより同国の携帯電話市場に新規参入するハチソン (Hutchison Whanpoa) の3社である。なお、2001年2月に同国のGSM市場に参入したMeteorは、3G免許を申請していない。

Vodafone-Iは、世界規模で携帯電話事業を展開しているヴォーダフォンの100%子会社である^(注21)。同グループは、EU加盟国15か国のうち少数出資も含め11か国で3G免許を保有している。O2-Iは、英国のBTの携帯事業部門から分離したmm02の100%子会社である。また、新規参入のハチソンは、香港のコングロマリットであるハチソンの出資である。ハチソンは、アイルランドのほか、欧州の5か国^(注22)ですでに3G免許を取得している。

ヴォーダフォン、O2ともに、隣国の英国に本拠を置くグループの傘下であり、ハチソンも英国において3G免許を有しており、今回アイルランドの3G免許を申請した3社は、いずれも英国とアイルランドとの地理的な隣接関係によるシナジー効果を期待していると見られる。

(注21)

ヴォーダフォンの前身は、アイルランドの元国営事業者Eircomの携帯電話部門であるEircelで、2001年5月にEircomから分離されVodafoneに売却された。Eircelは、1985年12月にアナログのTacs方式により、1993年7月にGSM方式によりサービスを開始した。

(注22)

ハチソンが3G免許を取得した5か国は、英国、イタリア、オーストリア、スウェーデンおよびデンマークである。

■表2：アイルランドの携帯電話事業者（アイルランドの携帯電話普及率：80.4%、2002年4月末現在）

事業者	方式等	加入者数〔シェア〕 (2001年4月末)	出資者
Vodafone Ireland	GSM900 3G免許申請中	1,688,000 〔56.3%〕	Vodafone (英) : 100%
O2 Ireland	GSM900/1800 3G免許申請中	1,199,000 〔40.0%〕	mm02 (英) : 100%
Meteor	GSM900/1800	110,000 〔3.7%〕	Western Wireless International (米) : 81.0% その他不詳
Hutchison Whanpoa	3G免許申請中	未提供	Hutchison Whanpoa (香港) : 出資率不詳

(各種資料によりKDDI総研作成)

(表注1) Orangeはフランステレコムの子会社で、フランステレコムが85%保有し、残りの15%は上場している。

(表注2) mm02は、BT WirelessをBTから分離して、2001年11月に設立された。





今回アイルランドで交付予定の免許は期間が20年で、2004年1月までにサービスを開始しなくてはならない。免許にはA免許（1件）とB免許（3件）の2種類がある^(注23)。両免許は、サービスカバー域と周波数容量に相違がある。A免許においては、サービスカバー域は、2005年末までにアイルランド人口の53%（同国の5大都市に相当）、2007年末までに最低80%に達することが義務づけられているほか、MVNOに対して提供するための周波数容量を付加される場合がある。また、B免許においては、サービスカバー域は、2006年6月末までに人口の33%、2008年6月までに人口の53%に達することが義務づけられている。免許料は、A免許が2,700万ユーロ、B免許が7,400万ユーロである^(注24)。また、ネットワークの構築に際して、アンテナの設置場所や支柱の共用が、構築の迅速性および環境への影響の点から奨励されている。

このほか、フランスにおいても、第2回目^(注25)の3G免許の選定が進められている。2002年5月16日に免許の申請が締め切られ、2件の免許枠に対して1社の申請があった。申請者は、フランスで第3位の既存GSM事業者、ブイグ（Bouygues Telecom）である。免許交付の決定は種類審査により2002年9月30日までに行なわれる。ブイグは、2001年に実施された第1回めの3G免許選定においては、免許料が高額なことから申請を見送っており、免許料の値下げを待っての今回の申請に対して、ブイグの経営判断が評価されている。

■表3：フランスの携帯電話事業者（フランスの携帯電話普及率：60.1%、2002年4月末現在）

事業者	方式等	加入者数【シェア】 (2001年4月末)	出資者
Orange France	GSM900/1800 3G免許	17,380,000 [48.9%]	FT（フランス）：85%、 上場：15%
SFR	GSM900/1800 3G免許	12,220,000 [34.4%]	Vivendi（フランス）：35.2%、 Vodafone（英）：32%、 BT（英）：20.8% SBC（米）：12%
Bouygues Telecom	GSM900/1800 3G免許申請中	5,930,000 [16.7%]	Bouygues（仏）：64.5%、 E-on（独）：17.5% JCDecaux（仏）：11.5%、 BNP Paribas（仏）：6.5%

（各種資料によりKDDI総研作成）

（表注1）SFRの直接の株主構成は、Cegetelが80%、Vodafoneが20%である。Cegetelの株主構成は、Vivendiが44%、BTが26%、Vodafoneが15%、SBCが15%である。

EU加盟国における3G免許の交付は、1999年3月に実施されたフィンランドに始まり、2000年に8か国、2001年に4か国、2002年にはルクセンブルグ、アイルランドにおいて実施され、同年9月に予定されているフランスの第2回目の交付により終了する。この間、2000年4月の英国および同年8月のドイツで実施された3G免許のオ

（注23）

A免許に対しては、3社すべてが申請し、B免許に対しては、Vodafone-IとO2-Iの2社が申請している。

（注24）

免許料の相違は、A免許においてサービスカバー域の義務が重い点を優遇したためである。また、免許料は年利9%で15年まで繰り延べ払いが認められる。15年間で支払う場合の免許料の支払額は、A免許が5,070万ユーロ、B免許が1億1,430万ユーロとなる。

（注25）

フランスの3G免許は、比較審査により2001年5月31日に決定した。交付予定数の4件を下回る2件の申請しかなく、これらの2件に免許が交付された。免許取得者は、フランスの既存GSM事業者、Orange FranceおよびSFRの2社であった。その後フランス政府は、2001年10月16日に、免許料を交付時の1事業者当たり49億5,000万ユーロから6億1,900万ユーロに値下げすることを決定し、残りの2件の免許について、2001年12月に申請の受付を開始した。





●ルクセンブルグ

ーションにおいては、免許料総額がそれぞれ384億7,500万ユーロおよび508億ユーロに及び、3Gサービスに対する期待が最高潮に達したが、その後免許料の高騰に対して懐疑的な見方が広がり、3Gに寄せる熱気は急速に冷めてきた。ドイツのーションから11か月後、2001年7月に実施されたフランスの比較審査による3G免許の交付においては、4件の免許枠に2社からの申請しかなく、免許枠が埋まらない状況となった。また免許取得事業者は、3G免許料の負担により財務状況が極度に悪化し始めた。

このように3Gを取り巻く環境には厳しいものがあるが、免許取得者は3Gネットワーク設備の共用により設備投資額を軽減するなどして、漸進的に3Gサービスの立ち上げに取り組んでいる。EU加盟国の3G事業者が出揃う2002年以降、各免許取得者の事業展開が本格化することが見込まれる。

COMMENT

欧州において3Gに対する期待が高まらない状況について、ビジネスウィーク誌(2002.6.3)は、「バブル物語-3Gの失敗により破綻に瀕する欧州」という記事の中で、3G免許料の高騰や巨額の合併資金による事業者の財務的な疲弊に加え、3Gの現状を次のように解説している。

2Gに当たるGSMサービスの場合、事業者はネットワークを建設し端末を販売すれば、後は加入者が電話で話をするだけで事業が軌道にのった。しかし、3Gによるモバイルインターネットでは、事業者がネットワークを建設しても、端末の開発が遅れており供給されても高価で電池の消費が早いという問題を含んでいる。さらに、ネットワークを利用するためのアプリケーションが不十分であり、また、国により国語が異なるためEU規模の利用者すべてが満足できるようなコンテンツ作成は容易でないこと等、GSMのような順調な立ち上がりは望めない。欧州の各事業者は、2.5Gによりモバイルデータの利用環境の向上に努めている段階にある。

また、同記事のコラムにおいて、日本のauが提供する第三世代携帯の加入者がサービス開始後1か月間で30万人を突破し、3Gサービス唯一の成功例として紹介されている。同コラムは成功の要因として、3Gサービスということを出さず既存サービスとの連続性を強調していること、端末価格が手ごろなこと、サービス地域が全国規模であること、を挙げている。auの今後の事業展開次第では、世界の3Gサービスの勢力地図が塗り変わる可能性も示唆されている。

(木庭 治夫)

<文中の換算率>

1ユーロ=117.2円(2002年5月31日東京の対顧客電信売相場)

<出典・参考文献>

Total Telecom(02.5.22、5.16、4.22、3.27、他)

Mobile Communications(02.5.28、他)

EPTのホームページ(www.ept.lu)

Tele2のホームページ(www.tele2.com)

MmO2グループのホームページ(www.mmo2.com)他



KDDI RESEARCH

中華人民共和国

中国電信再編：新電信・新網通が誕生

昨年末に発表された中国電信の地域分割案に基づく二つの新会社がついに発足。南北の地域の垣根を越えて相互の市場に参入するための動きも既に始まっている。市内電話市場に本当に競争は起こるのか注目される。



中国電信の南北分割は昨年12月に国務院で決定され、その後分割に伴う作業が進められていたが、5月16日に北京で新生・中国電信集団と中国網通集団が共同で記念式典を開催し、南北新会社が正式に発足した。

中国電信は中国北部の10省市区（北京市、山東省、遼寧省、吉林省、黒龍江省、内蒙古自治区、河北省、河南省、山西

省、天津市）と残りの21省市区に分割され、南のほうは中国電信集団の名称・ブランドで存続する。

北は他の通信事業者の中国網通及び吉通通信と合併して新中国網絡通信集団会社が誕生した。

ただし旧・網通は新・中国網通集団の子会社のブロードバンド企業として従来どおりの独立性を保って営業を続ける。旧・網通のCEOの田溯寧（Edward Tian）氏は親会社の新・網通集団の副総経理に就任する傍ら、今後も網通のCEOを兼務する。また新網通の傘下の各省の電信会社は順次、「〇〇電信」から「〇〇通信」に名称変更する。既に従来の北京電信は名称を「北京市通信公司」に改めている。

その他の新会社の役員については、新・網通集団の総経理には元信息产业部（情報産業省）副部長の奚国華氏が就任した。副総経理には田氏の他、元中国電信副総経理の冷栄泉氏、左迅生氏、裴愛華氏等。

新・中国電信の役員は新・網通に移った冷氏を除き、ほとんど旧・中国電信の役員がそのまま横滑りで就任している。総経理は引き続き周徳強氏。副総経理は常小兵、呉安迪、張継平、黄文林、韋楽平氏等。





(注26)

新会社の正式発足前から中国電信は北部会社の設立に着手していた。北部会社は北京以外の9つの省市を管轄する。他に北京子会社も準備中である。

(注27)

中国では「電信条例」により電気通信事業を「基礎電信業務」と「付加価値電信業務」の2種類に分類している。基礎電信業務は公衆網設備、公衆データ通信サービス、基本音声サービスを提供する業務を指す。付加価値電信業務は公衆網設備を利用して通信サービス・情報サービスを提供する業務を指す。



KDDI RESEARCH

<再編後の競争体制>

中国電信再編の最大の目的は新電信と新網通を競わせ、固定電話市場の競争を活性化することにある。では南北に地域分割された新会社同士がどう競争するのだろうか。

両会社はそれぞれの地域の市内電話網の他に、長距離電話網は新網通が全体の3割、新中国電信が7割を継承し各自が全国ネットワークを確保する。来年以降、新会社のそれぞれの長距離網と市内網の相互接続が実現する予定で、そうなれば両社は互いの地域に参入して長距離電話の競争的サービスを提供できるようになる。また相手地域内で独自の市内網を建設することも可能だという。

現在両社はそれぞれ相手方の地域内に新しい支社を設立する準備を始めている。

新電信は全国的に広く浸透している「中国電信」のブランド力を活かして、北部でも新網通の顧客を新電信側に奪い取ろうと狙っており、そのために北方公司（北部会社）^(注26)の設立を急いでいる。

新網通のほうは南の沿海部の経済的に発展した省市を中心に年内に各支社を設立する予定だというのが、新電信に比べやや遅れをとっているようだ。しかし旧網通と吉通は合併前から南部の主要都市に拠点を持っていたので、今後もそれを基礎に市場を開拓していくという。新網通の発展は旧中国電信・旧網通・吉通の三者の資産・要員の融合をいかに早く進められるかにかかっている。

<他事業者との競争>

中国電信の再編により中国の基礎電信事業者^(注27)は全部で6つとなった。各社の売上ベースの市場シェアは中国移動が中国電信を抜いてトップに立った。（次頁グラフ参照）

実は既に分割前から中国電信は他社に押されてシェアが50%すれすれにまで低下していた。

昨年从中国聯合通信が長距離電話業務に本腰を入れ始めたうえに、低料金のIP電話サービスが急成長し長距離電話トラフィックの半分近くを占めるまでになった。

また発展途上のブロードバンドの分野でも、住宅やオフィスビルの建設ラッシュに湧く都市部では新築の建物に光ファイバーの専用線を引き込むFTTB（Fiber to the Building）が普及し始め、聯通等の基礎電信事業者だけでなくISP等の付加価値事業者や不動産ディベロッパー等の異業種組が続々と参入して中国電信のラスト・ワン・マイルの独占を脅かそうとしている。

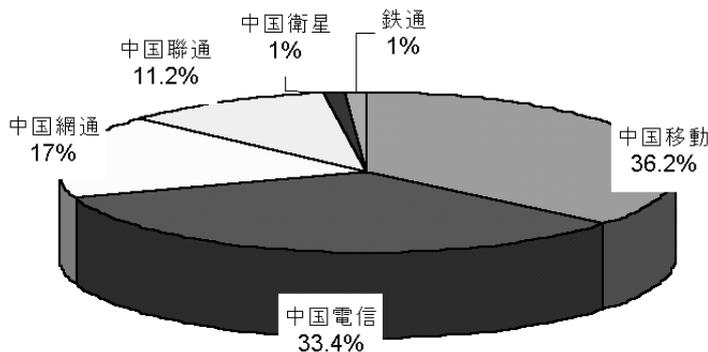
ローカル・アクセス市場では中国移動の携帯電話との競争も厳しい。現在、中国の固定電話加入者数は1億9千万人、対する携帯電話加入者数は1億6600万人。今年に入ってから固定電話の加入者が毎月平均300万人ずつ増えているのに対し携帯のほうは毎月500万人以上のペースで増えており、近い将来携帯の加入者数が固定電話を追い抜くことは確実である。

中国電信も小靈通（PHS）の導入で対抗してきているが、携帯電話分野への本格的な再参入を強く希望している。

■表：中国の主な基礎電信事業者

社名	提供サービス
中国移動 China Mobile	携帯電話（GSM）、IP電話
中国聯合通信 China Unicom	携帯電話（GSM・CDMA）、長距離・国際電話、専用線、IP電話、ページング
中国鉄通 China Railcom	市内・国内長距離電話、IP電話、専用線

■グラフ：中国電信再編後の各社のシェア



<移動体参入の可能性>

かねてから中国電信の再分割が終われば、次は中国電信と中国網通にも携帯電話免許が与えられるだろうと言われている。中国電信の周徳強総経理によると、國務院による中国電信再編に関する文書の中で「分割後、条件が整えば中国電信の事業内容を更に拡大する」ことがうたわれていたという。事業内容を拡大するというのが具体的にどういうことかまでは明記されていなかったようだが、今年初めに信息产业部の呉基伝部長が固定・移動体等通信サービス全般を提供する総合通信事業者を将来的に4つとする^(注28)構想があると認める発言をしている（ただし同部長はそれが実現するにはあと2年くらい要するだろうとも述べている）。

だが中国移動と聯通の既存2社のARPU（加入者一人当りの売上）が減り続けており、収入増につながるような新サービスがなかなか育ってこない状況で、信息产业部はすぐには新免許は出さないのではないかと考えられる。

COMMENT

昨年12月に分割の方針が発表されてから半年足らずで新会社ができしまったわけだが、まだ外枠を作っただけで中身の整理はこれからである。

だが一応これで市場再編の動きには一段落ついたところで、今度は規制当局である信息产业部の解体が始まりそうだという情報が流れて注目されている。

(注28)

現時点では中国聯合通信が中国で唯一の総合通信事業者である。



KDDI RESEARCH



●中華人民共和国

ダウ・ジョーンズが5月中旬、情報産業部から人材の流出が続いており同部が解体に向かっていると報じた。昨年、国務院の中に朱鎔基首相が率いる「国家信息化領導小組（国家情報化指導グループ）」が設置され、基本的なIT政策立案の主導権はそちらに移りつつある。呉基伝氏も今年定年に達するため来年3月に全国人民代表大会で中央政府の新体制が発足するのを機に引退するものと見られている。そうなれば情報産業部の影響力は一段と低下すると予想され、同部は廃部か、もしくは大幅な機能縮小に向かう可能性が高いという。

5月下旬に上海で開かれていたAPECの電気通信・情報産業大臣会合でのスピーチの中で呉部長は、市場開放後こそ政府による一層の市場監督が重要であると強調した。確かに市場経済の経験が浅い中国では末端のほうにいくほど公正競争というものがよく理解されず、ひたすら競争相手を潰すことだけが至上命題となってしまう危険性があり、市場競争というのは手段を選ばない「何でもあり」の競争ではないと情報産業部が心配するのも無理はないが、同部が政府による統制の必要性を訴える裏には規制監督機関として生き残りたいという思惑も窺われる。

(近藤 麻美)

<文中の換算率>

1元=15円（2002年5月31日中国国海外貨管理局）

<出典・参考文献>

KDDI上海事務所、KDDI香港各報告

Asian Wall Street Journal、South China Morning Post、人民日報、新浪網、その他

(注29)

売却は14.53%が株式、13.83%が転換社債形式。法人については一人当たり取得限度として15%（株式5%、転換社債10%）を設定。

(注30)

SKTのホームページによると、今回のKT株取得の目的として次をあげている。(1) あらゆる選択肢を活用する純粋な投資活動の一環、(2) 固定加入者網を特定民間資本（=特にSamsungを想定しよう）に押さえられる可能性の排除、(3) KTがSKTに所有する比較的高率の株式（表2）をSKTにとって不利は方向に売却されることへの抑止力確保。なお、11%は影響力を及ぼせる数字であるが、経営権を握れる数字ではない。



KDDI RESEARCH



韓国

韓国KTが完全民営化、筆頭株主はSK Telecom

アジア通貨経済危機（1997～98年）に際してIMFの支援を受けた韓国はすでに借金を完済したが、この間、財政、経済自体の強化を命題とするなか、政府系企業の民営化を行ってきた。今般、プライマリ・キャリアKTの完全民営化における当初の株主構成が決まった。一方、この結果に対する情報通信部（MIC）幹部、KT幹部の反攻が強まっている。

2002年5月21日、政府が保有する残りのKT株28.36%^(注29)の売却先が決まった。応募締め切りの18日、直前にモバイル最大手のSK Telecom（以下、SKT）が参加、図らずも同社が頭一つ抜き出た筆頭株主に決まった。SKの所有率は約11%で、KTの新株主構成は表1のとおりとなる^(注30)。実際の株式売買は6月末に終了する見込みとされ、これが実施されるとSKTは1兆9416億ウォン（1980億円）を政府に支払うことになる。

これまで別定事業のみで設備ベースの通信事業にかんでいないSamsungグループは、トライをしたものの全く株式を取得できなかった^(注31)。また、新規外資については、KTに関して法規上許される49%がすでに既存外資に渡っているため、応募はなかった。

一方、情報通信部（MIC）のYang Seung-taik長官やKTのLee Sang-chul社長は、この結果に反発を強めており、以下のような対抗措置を示唆、提案している。こうしたなか、MICの高官が5月31日に明らかにしたところによると、スワップにより相互に持ち株率を低める案を軸にSKT、KT間で話し合いが持たれている^(注32)。

- ・LG Electronicsや米Templetonといった株主からの社外取締役起用（MIC）
- ・KTに転換社債を追加発行させ、SKの所有率を低める（MIC）
- ・SKにKT所有株の一部を売却するよう行政指導的な圧力を加える（MIC）
- ・SK所有のKT株、KT所有のSK株のスワップ（KT）

■表1：KTの新株主構成

SKT	11.34%
National Pension Fund	3%
LG Electronics	2.27%
Daelim Industrial ^(注1) のコンソーシアム	1.39%
その他民資	33%
諸々の外資 ^(注2)	49%（外資Max）
	100%

(注31)

これまでSamsung（三星）グループ、なかんずくSamsung Electronicsによる主要参加の可能性に言及する報道が目立っていた。一方、国を代表する大手電子機器メーカーが国を代表する大手キャリアと資本関係で緊密化するのとはビジネス上好ましくないとの外的批判があった。また、1997～98年のアジア通貨経済危機の原因は財閥の拡張姿勢との認識を一部世相と共有するKT労組が、Samsungを名指ししつつ経営参加反対姿勢を取った。こうしたなか、Samsungグループは本音の行動としてSamsung Lifeなどの別部門子会社を通じた実質的KT参加を図ったが、結果として失敗した。LG Electronicsのようにある程度関係を保てた方が、通信機器販売の面からはベターだったのだろう。

(注32)

今回の一件でSK系とKT系が緊密化に向かうことは誰が見てもありえまい。市内網の96.5%、ブロードバンド加入（830万）の約半分を押さえるKTにはモバイル業界2位のKTFもあり、SKTとKT（ともにドミナント被指定者）が合同すればあまりに大きな存在となる。政府は通信業界に3つの核（KT系、SK系、LG系）を育成する路線で来ており、政府には「特定の売却先偏重とならずに」計画どおりKT完全民営化を完結するとの方針があった。情報通信部は今般の結果を容認しておらず、このままでは済まされない空気である。



KDDI RESEARCH



●韓国

■表 2 : SKTの株主構成 (2002年4月末)

SK Group	32.57%
Citibank ADR	13.85%
KT	9.27%
POSCO	6.50%
Treasury Shares	5.40%
その他	33.07%
	100%

COMMENT

SKTの前身である韓国移動通信はそもそもKT子会社であったが、KTの市場支配力を弱めようとの政策発動によりスピンオフしてSK（鮮京）系となった。KTは反面新たにPCS免許を獲得し、子会社（KTF）を通じてサービスを開始した。今般、図らずもかつての子会社がモバイルビジネスからの旺盛な利益を背景にかつての親会社を部分的に飲み込んだようなかたちとなった。ただ、今回のKT株取得に際してSKTが示したいくつかの動機は消極的なものである。早晩、KTへの所有率は薄まるであろう。

なお、KTも一旦完全民営化すると株主構成は移ろいやすい。政府も積極的に売ってきたため、株式売買をドライに行う外資もすでに目いっぱい49%分入っている。プライマリ・キャリアKTには単一株主の所有率上限15%があるが、15%とは経営を支配できないまでも影響力を行使できる数字である。将来的には新たな主要株主が現れてもおかしくない。いずれにせよ、今後のKTにリーダーシップのある強力な経営者が求められることだけは確かである。

(河村 公一郎)

<文中の換算率>

100ウォン=10.2円 (2002年5月22日の東京市場TTS)

<出典・参考文献>

- ・ KDDIコリア各調査報告
- ・ Total TelecomのHP (www.totaltele.com) の関連記事 (korea、ktで検索)
- ・ (株) NNAのHP情報 (PowerAsiaの2002.5.21付け韓国情報)
- ・ SK TelecomのHP情報 (http://www.sktelecom.com/english/ir/ir_skt.html)
- ・ 情報通信部のHP情報 (<http://www.mic.go.kr>)
- ・ 日本経済新聞、日経産業新聞 (2002.5.22)



KDDI RESEARCH



マレーシア

Telekom MalaysiaがTRIの筆頭株主へ

2002年3月、Celcom親会社のTRIとDiGiはそれぞれの網とインフラの統合を探求することで覚え書きとしての合意に達し、業界再編の行方を暗示した。しかしながら、プライマリ・キャリアのTelekom MalaysiaがTRIの筆頭株主となることに成功したため、この合意は約2ヶ月で解消となった。一方、5月29日、規制機関MCMCは、第3世代携帯電話免許（計3）の応募を5件受け付けたと発表した。

1. TRI・DiGi間合意解消

TRI、DiGiは、基本的シナジー効果として、①CelcomのGSMの900MHz帯、DiGiのGSMの1800MHz帯は補完的關係にあり、その結合はリソースの効率的利用、ユーザー向けサービスの幅（例：ローミング・カバレッジ）、質の向上、企業価値（株主利益）の上昇、につながる、②後発事業者DiGiの今後の網拡充投資負担の軽減、③3G免許を得た場合、網建設に多大な投資が必要であるがそれに対処するための財務力が高まる、といった点を挙げ、概要下表の合意に到っていた。

しかしながら、財力を背景に債務リストラ中のTRI/Celcomを取り込むことで低迷するモバイル事業の強化を図ろうとするTelekom Malaysia（以下、TM）が結局TRIの筆頭株主となることに成功（次項参照）、これをきっかけとして5月14日、TRI・DiGi間合意の解消が発表された。

■表：覚え書き主要内容

Head of Agreement	（この段階で両者に法的拘束力はないが、モバイルを主眼に）それぞれの網とインフラの統合を探求する
上記に付随した合意	ネットワーク設備の共用（sharing）について取り決めるを行う。3G事業の周波数割当てにつき、Joint Ventureを設立し共同で応札する
法的最終合意	今後の商業ベースの詳細交渉を経て、法的に有効な最終合意を目指す。

2. TMがTRI株の3割強を所有へ

TRI会長のTajudin Ramli氏は、個人的借金の不履行により政府系不良債権処理会社のDanaharta Nasionalに所有TRI株（約13%）を差し押さえられた。2002年4月29日、





(注33)

Tajudin氏は創業者的立場から差し当たり留まっているが、同氏の社会的ステータスは風前の灯火と言える。創業者としてのエネルギーはあったが、ビジネスのやり方が堅実でなく、結局会社の方は国有系企業の買収的となった。

Danaharta Nasional社とTMとの間で同差し押さえ株の売買が成立した。TMは関連会社既所有のTRI株（約2.5%）、その後買い増した分と合わせ、2002年5月末現在TRI株を31.25%所有するに到り筆頭株主となった。

Tajudin会長のTRI所有率は2002年5月末現在でも3%程度あると報道されているが、退任は時間の問題ではないかと思われる。TMはTRIに合併を持ち掛けるとともに、それに先立って同氏を含む4人の経営者をTM指名者と交代することを要求している^(注33)。

■表：2002年5月末現在のTRIの株主構成

株主名	所有率 (%)
TM	31.25%
独DT	15.98%
Employees' Pension Fund (従業員積立基金)	15%
Tajudin Ramli会長	3%
その他	約35%
	100%

【コラム】第3世代携帯電話免許の応募者決まる

2002年5月29日、規制機関のマレーシア通信マルチメディア委員会（MCMC）は、3G事業向けスペクトラム・ブロックの割当てに関し、計5社から応募があったと発表した。5社の内訳は次のとおりである。

1. Celcom (Malaysia) Berhad、
2. E-Touch Sdn Bhd、
3. Telekom Malaysia Berhad、
4. Time Sat Sdn Bhd (Time dotCom子会社)、
5. UMTS (Malaysia) Sdn Bhd (Maxis子会社)

以上のうち、E-Touch Sdn BhdはMCMCから4月の段階で個別免許を取得したアプリケーション・サービス・プロバイダー（ASP）であるが、業界では同社による今回応募の実態を測りかねているようである。残る携帯電話事業者のDiGi（ノルウェーTelenor傘下）は応募しなかったが、「戦略的決定」によるものであるとコメントした。同社は他事業者を活用した仮想移動体通信事業者（MVNO）を目指すものと見られる。

7月末までに選定結果が出る。MCMCは3者まで（up to three）との表現を取っ



KDDI RESEARCH



てあり、計2者となる可能性を排除していない。比較審査で選出された事業者は、スペクトラム・ブロックあたり5000万リング（16.3億円）を支払い、15年間の免許を得る。

Celcom/TRIは上述のようにTelekom Malaysiaの影響を受けつつあるが、この時点では独立性を保っており、「向こう15年間に3Gサービス関連で1.5億リング（48.8億円）の投資を行い、サービス開始は2003年末目途」との強気な一面も見せている。Timeは顧客ベースでは最小であるが、大容量の光中継網、充実した都市部の光ネットワークが広帯域なモバイル・データ伝送の下支えになるとPR、他社との協力関係を狙っている模様である。事業者選択が終わった段階から、業界内でグルーピング（再編）が進む可能性がある。

政府サイドは3Gサービス開始時期として2003年後半を示しつつも、GPRS（2.5世代）の普及・投資回収推移、3G技術標準の一層の安定化、設備価格の一層の低下を見守るとともに、国内のアプリケーションやコンテンツの開発事業者に時間を与えつつ、比較的時間合いを取って3Gサービスを開始することを基本的に考えている。Leo Mogie大臣は、6月4日にMultimedia Super Corridor内で開かれたイベントの席上、3Gサービスの開始は早くて2004年となる見込みであると発言した。調査会社IDC Malaysiaのアナリストも、マレーシアのモバイル・データはいまだショート・メッセージ（SMS：インターネットではなくモバイル電話網の制御チャネル利用）が主流であり、2003年というのは若干野心的に過ぎており、2004年、場合によっては2005年になると見ている。

COMMENT

あっけないTRI・DiGi間合意解消となったが、TRI会長のTajudin Ramli氏の力が格段に低下したこと、資本の論理によりTRIを覆うTMの影が大きくなったことがある。政府も一連の動きに対して指導的挙動に出でおらず、TMが固定網のみならずモバイルにおいても業界一位となりうる方向性を今のところ静観しているかにも見える。ユーザー保護の観点から、アジア通貨経済危機の後遺症を引きずるTRI/Celcomの健全化に道筋をつけるという課題も着いてまわった。

TRIには第2位株主の独DTが約16%出資しているが、情報筋が5月13日にロイターに語ったところによると、DTは中期的に東南アジアの資産をすべて売却し、欧州と米国に注力する方針という。今後は、TMとDT間の交渉が表面化するか、その場合どう展開するかも注目される。

（河村 公一郎）

<文中の換算率>

1リング=32.5円（株）NNAのPowerAsiaクロスレート（2002.5.31）参照

<出典・参考文献>

・ Press Release（Celcom to explore network integration, 3G options）, 14 May 2002



KDDI RESEARCH



●マレーシア

- ・ Total TelecomのHP (www.totaltele.com) のマレーシア関連記事 (malaysiaで検索)
- ・ (株) NNAのPowerAsiaのマレーシアの通信関連ニュース (2002.5.31、5.6、4.30)
- ・ Press Release (MCMC RECEIVES 5 BIDS FOR 3G SPECTRUM ASSIGNMENT) , 2002.5.29
- ・ 日経産業新聞 (2002.5.31)



KDDI RESEARCH

タイ

タイ、新電気通信法修正案を了承、再び振り返しへ

タイのタクシン内閣は、2001年10月に下院を通過した新電気通信法案の修正案を了承した。通貨経済危機後の2001年に新憲法下での初の総選挙で発足したタクシン政権の改革姿勢を占う材料として、新通信法案の帰趨が国内外から注視されていた。外国資本出資比率を25%に制限する法案は、現行比率49%へと再び振り出しにもどった。しかしこれで一挙に規制改革に弾みがつくというわけではない。通貨経済危機そして米国ITバブルの崩壊という大破を危機バネにした、産業経済全般の自由化路線への傾斜は、タイ経済の潮流となつつあるが、極度の小党連立が既得権と連動することを特徴とする脆弱な政権基盤は、歴代政権と大差はなく、改革に向けての苦悩はさらに続きそうだ。

タイは2001年10月、タクシン政権下で新電気通信法案^(注33)が下院を通過。電気通信事業者への外国資本の出資比率上限を現行49%から25%に引き下げる内容で、1997年7月の通貨経済危機後の趨勢となったタイ経済の自由化政策^(注34)と国際的な整合性の観点から国内外の批判が集中、行方が注視されていた。

(注33)

新電気通信法案は通貨経済危機発後の97年11月に発足したチュアン内閣の下で草案が作成され、現タクシン政権下で法案が提出。外資上限規制(25%)のほか、行政から独立した規制監督・免許付与機関としてのNTC(国家通信委員会)の下で、法的独占から自由競争に移行することが盛り込まれている。

(注34)

IMFのスタンプバイ・クレジット総額172億ドル(2兆1242億円)の供与に伴うコンディショナリティとして、財政均衡政策などのマクロ経済政策のほか、一連の供給サイドの構造改革が盛り込まれた。その中に「国営企業の監視強化および民営化の加速」の一文が明記され、97年のWTO基本合意を追認する形をとっていた。それに対し、2001年10月に下院を通過した新電気通信法は、コンディショナリティの民営化と完全自由化という趣旨からも大きく乖離していた点が指摘されていた。

■表1：ASEAN主要国の電気通信事情

	香港	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
1人当たりGDP (\$)	29990	679	3473	3473	21817	1998	375
固定電話加入者回線	373万	557万	438万	438万	178万	504万	200万
普及率 (%)	55.8	2.7	19.8	19.8	56.2	8.4	2.6
携帯電話加入数	317万	107万	220万	220万	109万	196万	19万
普及率	47.7	0.52	9.92	9.92	34.6	3.25	0.15
インターネット利用者	100万	30万	80万	80万	174万	20万	1万
100人当たりPC	25.42	0.82	5.86	5.86	45.84	2.16	0.64

(データ出典) ITU Telecommunication Development Report 1999

(表注) インターネット利用者は推定値



KDDI RESEARCH



(注35)

1992年の5月流血事件以降、軍部の政治影響力が大きく後退し、民主制の基盤構築が加速する中で、経済危機以前から経済改革の受け皿は出来上がっていた。と同時に、新党結成や政党間の議員争奪が繰り返され、200前後の政党が与党を形成する小党連立政権が現在に至っている。それは、危機後に新憲法下で行われた総選挙の洗礼を受けた第一党Thai Rak Thaiを首班とするタクシン内閣も例外でなく、与党内外で産業界のレントと結びつき、改革の進展を遅らせている。

(注36)

『KDD総研R&A』2001年11月号によると、現法（1934年）では外資出資上限は49%に規制されているが、25%への修正案は下院に法案提出される前の上院での審議の結果であり、その根拠は不透明とされている。既定路線になっているTOT、CATという公企業体の戦略提携外資の参加率が25%に予定されているが、これとの関連も必ずしも明確ではない。



KDDI RESEARCH

WTO（世界貿易機関）合意と、それに続いた97年7月の通貨経済危機によって、タイの経済制度改革としての、金融改革、企業債務リストラ、産業構造改善は不可逆の流れとなっている。目先の焦点は、これらの改革の制度的受け皿と、MFコンディショナリティによって国際公約化したチュアン前連立政権下での改革プログラムを、順調に継承できるかにかかっている。新電気通信法による規制改革も、現タクシン政権^(注35)の改革スタンスを特徴づけるものとされていた。

新電気通信法改正案の焦点のひとつとされている外資制限比率25%^(注36)という数字自体が持つ意味は、表面的なものに過ぎない。電気通信市場にもたらす影響としても限定される。上記の表に示すASEAN（東南アジア諸国連合）加盟國中、固定インフラの整備はベトナムほか新規加盟国レベルの低水準にとどまり、固定網のインフラ未整備を携帯電話網の広がりでもカバーしているの実情である。こうした中で、外資上限規制の水準の落とし所が、通信インフラ後発国としてのタイの構造的問題を急激に左右するとは想定しにくい。

むしろ影響があるとすれば、上限規制以上にタイのインフラで整備を特徴付けてきたBTO事業者との関連である。通貨経済危機を発端とするMFコンディショナリティによって、通信改革の実行に対する担保が得られたとされているが、そのみでタイの独占事業体、TOT、CATにとって決定的な転機となるかどうかは別の議論と位置付けられているためだ。

タイの通信インフラ整備はBTO（Build, Transfer & Operate）の形態で、外貨による巨額資金と海外からの設備調達に依存してきた。97年の通貨経済危機に伴うタイ・バーツの急落によって外貨建債務が急激に膨張。この結果、独占事業体かつ免許付与事業者のTOT、CATに納付する収入配分＝上納金負担も拡大し二重の圧力を被った経緯がある。独占事業体と同様に、競合事業者の地盤もきわめて軟弱である。

外資導入制限比率の見直しと同時に、MFコンディショナリティに基づく、TOT、CATといった公社の民営化のさじ加減は、タイの複雑な小党連立の中でも温存されてきた民族資本の育成策、レント・シーキングに大きな影響を与える。WTO基本電気通信サービス交渉結果である2006年までの完全自由化にはある程度の余裕があるとはいえ、IMFのコンディショナリティ履行とIMF緊急支援の返済資金確保が課題としてのしかかっている。これらのための2公社民営化（＝株式放出）シナリオは、IPOに向け進展しているものの円滑さを欠いてきており、これは一重にレント調整の障害以外のなにものでもない。

2001年10月に上院で可決した修正「マスタープラン」によると、①独立の規制監督・免許付与機関である国家通信委員会（NTC）の設置 ②TOT、CATによる公的独占の前提となっていた事業権制（BTO事業者による収入分配制度）を廃止し、免許方式の下での自由参入体制に移行 ③外資上限規制を現行の49%から当面25%にする－が改革案の骨子。この中でも、②の免許方式での自由参入方式への移行に伴う、従来の収入配分方式の見直しと、BTO事業者の構築した通信基盤の帰趨が焦点とされている。従来、BTO事業者からTOT、CATに納付されていた収入配分を納税形態に切り替える一方、現在のBTO事業者が建設・運用しているインフラにつき民営化後の公的企業体として資産評価を速やかに行うか、その場合、従来BTO事業者からすでに譲渡されている当該通信インフラを、再びBTO事業者に戻すのか。あるいはTOTが固執するように現行的なスキームを継続させるのかで、公社のIPOに

おける株式価値の市場評価も変わってくる。両者間の契約形態問題は未解決のままである。

すなわち、旧来制度のBTO事業者からの収入配分方式を巡る議論の決着を待たなければ、タイの電気通信事業者への外資導入を通じた固定網系インフラ、モバイル系インフラの整備は、ともに進まない構図である。

■表2：BTO事業者の概要（参考）

BTO事業者	民族系資本	外資	事業概要
テレコムアジア	CPグループ (23.73)	米Verizon (IHNYNEX) (18.19)	1991年設立。バンコクと周辺地域に260万固定電話回線を建設。事業運営は25年。営業収入から、200万回線分につき84%、60万回線分につき70%をTOTに収入分配。外資制限は49%
TT&T	Jasmine (35)	NTT西日本 (12)、ロックスレイ、伊藤忠など	1992年設立。バンコク・エリアを除くすべての地域に150万固定電話回線建設。営業収入から100万回線分につき43.1%、50万回線分につき44.5%をTOTに収入分配。外資制限は40%
UCOM	Boonchai Bencharongkul (12.37)	ノルウェーTelenor (24.9)	1980年に電気通信システム機器販売、無線通信会社として発足。子会社 (DTAC) が90年にCATとのBTO契約でアナログ携帯電話の、94年からはデジタル携帯電話のサービスを提供。事業運営は27年。外資制限は32%
AIS	Shinawatra (40.51)	Singapore Telecom (20)	子会社 (AIS) がTOTとのBTO契約で携帯電話を提供。事業期間は1990年から20年間。
Samart	Vilailuck Family (34)	Telekom Malaysia (20)	86年発足。衛星通信ほか、関連機器販売。

(表注) 出典はBangkok Post (2001.10.12)、() 内は所有率%

COMMENT

すべての電気通信サービスは、地域固定網との相互接続の前提が満たされて初めて役務が円滑に提供される。つまり、新規のサービスによる市場のダイナミズムを確保するためには、末端の固定網のボトルネック規制と、透明かつ公平な相互接続ルールが必要十分条件となる。この前提条件が明確にされることにより、発展途上の潜在的な通信需要に期待する外資企業を誘引し、国内の資本、技術不足の解消につながる。タイにおいて、仮に自由化政策が順調に進んでも、寡占、独占を市場構造から排除できない状態が続くのであれば、新たな次元の政府の介入＝法的処置によって競争条件を整備し、競争を促進することも可能ではある。しかし、現状のタ





●タイ

イの特殊な政権基盤が、そうした自由化政策を困難にしている、のが現在の状況でもある。

電気通信政策の問題以上に、本記中でも指摘したように、タイの自由化政策そのものが問われることになる。目下最大の経済改革は、国内に堆積した不稼動資産の解消にあるが、2001年月時点で与信残高に占めるその比率は27.4%（資産管理会社への移転分を除く）と高止まりしており、経済の動脈網は不良資産問題に関心が集まる日本以上に完全に機能不全の状況にある。こうした危機下、ASEANの盟主インドネシアに代替するように、タイはシンガポールとともに自国、および東アジア域内の自由経済連携の旗振り役を演じている。しかし、一皮めくれば、電気通信分野の規制緩和政策に見るように、国内の反対勢力の複雑な構図によって、グローバル化に対応した自由化政策を先導する状況にないことは明白なようにも見える。

（森川 裕二）

<出典・参考文献>

Financial Times (2002/3/20)

Telecom reform knotted” Pyramid Research (<http://db.eiu.com>, The Economist INTELLIGENCE UNIT, 2002/3/16)

河村公一郎「タイで新通信法案が国会を通過」『KDD総研R&A』2001年11月号



KDDI RESEARCH



この一冊でアメリカ・モバイル通信業界のすべてがわかる日本語報告書！
 米国在住アナリストによる<in-depth report>の決定版

「米国モバイル通信事業者概況2002」



タイトル	米国モバイル通信事業者概況2002		
執筆者	ENOTECH Consulting (海部 美知)		
発	ENOTECH Consulting (海部 美知)		
	式会社研		
発年月	2002年4月	体	ーパー
語	日本語		120
定	99000 (込)	送料	無料

■内容目次

第一部 米国モバイル通信業界の概観

- 第一章 モバイル通信全体市場
- 第二章 主要プレイヤーと市場シェア
- 第三章 ネットワーク・番号体系・料金
- 第四章 モバイル・データ
- 第五章 次世代携帯方式
- 第六章 無線LANとモバイル新技術
- 第七章 業界の課題

第二部 主要携帯事業者各社概要

■執筆者経歴 海部美知 (かいふ・みち) ENOTECH Consulting 代表

通信業界を専門とする経営コンサルタント。東京での本田技研海外営業部勤務を経て、1989年より日本電信電話会社のニューヨーク現地法人NTTアメリカにて新事業開発を担当。96年アメリカの移動通信ベンチャー、ネクストウェブ社事業開発部長として、戦略立案や大手電話会社とのパートナー交渉などを担当。98年独立、99年シリコンバレーにてENOTECH Consultingを設立、市場開拓、戦略立案、パートナー交渉などのアドバイスを手がける。一橋大学、スタンフォード経営大学院 (MBA) 卒。

■お申込み方法 <切り取り線>以下を切り取って必要事項を記入の上ファクシミリにてご送付下さい。

----- ✂ ----- <切り取り線> ----- ✂ -----

式会社研 部 (0-81-01)

お申込み人	■ご (会社)		
	■ご住		
ご担当 (法人)	■ご	電メール アドレス	
	■部	お電話 ファックス	() ()
に研A申し込 (新にを申し込場ここをチェックして下さい)			

編集後記

■ 日本経済新聞社が5月21、22日に主催した第8回国際交流会議「アジアの未来」で、シンガポールのリー・クアンユー上級相が、中国の将来に関して、「成長に向け国内は団結しており、不安定化はないだろう」と発言しました。老練な華人政治家としての直感なのだろうと同感しました。

中国は、1949年の新中国になって史上初の「国民国家」を創ることに成功しました。清朝までは為政者トップの世襲や為政側と結託した大地主を特徴とする専制で、軍閥や蒋介石も専制色を濃く残していました。この意義は、その後の文革の混乱などのマイナス面を差し引いても色褪せないものがあると思われまます。そして、1992年の鄧小平の南方講話を契機に完全に改革開放が定着し、中国人が本来持つ多彩な才能、技能が吹き出し始めています。

社会主義の一方統治では、自体を批判的に見てみる、疑問視してみる、ということがシステムの難しく、唯我独尊の面がありますが、人民パワーを知る中国の為政者には柔軟性があるように思います。中国は社会主義を国を纏め続けるための防波堤としつつも、一国二制度の香港が名実ともに大陸側と一体となる21世紀央辺りをも一つの節目と見て、内実を緩やかに質的に変化させて行くような気がします。中国人が心理の深層で欲しているのはイデオロギーそのものというより、つまるところ世界が一目おく国民国家ということなのではないかと。この変化を遂げた場合、その時の中国は名実ともに大国だと思いますが、価値観のグローバルな共通層にしっかり根ざしているべきでしょう。

■ 本誌ご購入のお申し込みは、電話（03-3347-9139）で承りますほか、弊社ホームページ内のお申し込み書式（メール発信形式）もご利用できます。また、バックナンバーのご注文もできます。

■ 弊社ホームページのURLは次のとおりです：
<http://www.kddi-ri.jp/>

■ 読者の皆様とのコミュニケーションをより緊密化したいと考えております。本誌の記事について、お問い合わせ、ご意見等をお寄せください。頂いたご意見は、利活用度の高い誌面づくりの参考にさせていただきます。

■ 弊社では、諸外国の通信事情の調査を含む各種個別調査、また、セミナー向け講師の派遣のご要望も承っております。企画の段階からでもご一報いただければ、ご相談に応じさせていただきます。

（編集人 河村）

〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3
KDDIビルアネックス4F
株式会社 ケイディディアイ総研
調査部 河村宛
TEL：03-3347-9127
FAX：03-5381-7017
E-mail：ko-kawamura@kddi-ri.jp

世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDDI 総研

R&A
Research Analysis

2002 June



- 発行日 2002年6月20日
- 発行人 押田 裕敬
- 編集人 河村 公一郎
- 発行所 株式会社 KDDI総研
〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3 KDDIビルアネックス4F
TEL 03 (3347) 9139 FAX.03 (5381) 7017
- 年間購読料 30,000円（消費税等・送料込み、日本国内）
- レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

- KDDI Deutschland GmbH
Immermannstr. 45, D-40210 Düsseldorf, Germany
Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820
- KDDI HONG KONG LIMITED
10/F West, Warwick House, Taikoo Place, Quarry Bay, Hong Kong
Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932
- 眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)
21-1 Ga Ch'ungmuro, Chunggu, Seoul, Korea
(Room No. 902, New Bldg Seoul Central Post Office)
Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537
- 海外新聞普及(株) (OCS)
〒108-0023 東京都港区芝浦2-9
Tel:03 (5476) 8131 Fax:03 (3453) 9338